

|                  |   |
|------------------|---|
| <b>Title</b>     | 運動する法 : パラドクス存在論・法・社会運動   |
| <b>Author(s)</b> | ミヒャエル・ブレッヒャー著, 名部圭一訳, 土方透解説   |
| <b>Citation</b>  | 聖学院大学総合研究所紀要, No. 45  |
| <b>URL</b>       | <a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2016">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2016</a> |
| <b>Rights</b>    |   |

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

# 運動する法——パラドクス存在論・法・社会運動<sup>(i)</sup>

ミヒヤエル・ブレッツヒャー

名部 圭一 訳

## 《解説》

土 方 透

本論文の著者、ミヒヤエル・ブレッツヒャーは、一九五三年生まれのドイツ人法学者である。ヨーロッパ法、民法、商法、企業法、消費者保護法、環境法などの知識をもとに、現在EU加盟候補国の加盟申請前アドヴァイザーとして活動している。また、こうした知見を活かし、フィリピン、アルバニア、ウズベキスタン、コソボなどで広く活動を展開している行動力ある研究者である。ブレッツヒャーは、このような非常に具体的かつアクチュアルな対象と関わりながら、非常に理論的な色彩を帯びた著作を著わしている。たとえば彼のデビュー作に『自己言及の倫理あるいは同情としての理論——社会と法の自己言及についての批判的

理論の可能性』とのタイトルが付されていることから、彼の理論家としての片鱗が伺えるであろう。筆者とは、八五年および九一年にイタリーはフィレンツェで開催された法をめぐる自己組織的システムの理論（オートポイエティック・システムの理論）に関する国際会議以来、定期的に論文のやりとりをしている。

本稿は、その草稿段階から筆者のところに送られてきたものであり、その後、英語とドイツ語で発表された。'Law in Movement,' in J. Dine, A. Fagan (ed.) *Human Rights and Capitalism*, Cheltenham, Edward Elgar Publishing, 2006, p. 80 et seq.; *Recht in Bewegung*; in *AKSP* Vol. 92, 2006, S.449 ff. 本稿は「まず草稿をもとに」その後の原稿と照らし合わせながら、訳出されたものである。

法システム理論は、ニクラス・ルーマンおよびグンター・トイプナー等により、ドイツでは一定の地位を占める理論となつている。法システム理論に立脚するブレッチャーは、ポストモダンを意識し、法のパラドクス運動に注目することで、法の限界とその限界を法が突破していく途を描き出し、その実践的成果をも射程にいれて、本論を展開している。その手法は、現代思想のフロンティアと目される議論や最近の諸社会科学に登場する概念を駆使ししながらも、その背景に実践的意図・現場感覚が確実に存在することを読者に十分感じさせるものである。

体系的な思考より、アドホックな分析が重宝がられる今日の学問状況にあつて、こうした手法により切り開かれる概念の世界は、現実社会を写し取る十分な複雑さを備えているように思われる。逆にいえば、こうした諸概念を用いることで、錯綜した社会現象を写し取る、より適切な切り口が与えられるのではないか。

---

その意味で、本稿については、理論家および実務家の双方に、それぞれの領域にとどまるのではなく、その価値・有用性についてそこからより踏み込んで論じてほしいと考え、ここに訳出した次第である。なお翻訳は、名部圭一氏にお願いした。

---

## 運動する法——パラドクス存在論・法・社会運動

「すべては可能であるが、私は何も変えられない」(N・ルーマン)

「不可能なこともまた制限されている」(R・ヴィートヘルター)

「チャンスなどない。ならばそれを利用するまでだ」

(H・アハテルンブッシュ 一九八〇年代初期にドイツで起きた社会運動のスローガン)

### 1. 要約

法はパラドクス運動を繰り返している。それは、規範的基準をめぐる継続的な闘争を組織化し、グローバルな社会システムがデモクラシー、共同福祉、正義に対して課す制限を永続的に脱構築し続ける。こうした脱構築は、相互性をめ

ぐる法の一時的な規定によって構造化された自律的な人格の領域と社会の領域が有す潜勢力を、たえず開発し続けることで表される。政治や経済機関への法規変化を促進<sup>アクセラレート</sup>、加速させることはまた、統御されていない変容に抗い社会システムを免疫化することになっていた、法それ自身の手続・実質的パラメータの変化を助長することを意味する。そうすることで「運動する法」は、システム境界を超え不断の自己変容のなか社会的免疫化と闘争を繰り広げる今日の社会運動と不可避的に親和性をたもちながら、「政治的」に活動する。こうした親和性を認識し、イェーリングの「権利<sup>レイト</sup>」法のための闘争」を「運動という闘争」として再構成することは、ポストモダンの批判的法思想の継続にとって必要不可欠な事柄である。本稿は、このようなアプローチが法システムの（再）組織化と法教育にもたらす意義・帰結を示す。

## 2. 制限された不可能性

自己を再生産するため、個人と社会的實在（心理システムと社会システム）は、「これとあれ（ではない）」というかたちで自身を規定する区別を用いている。人間の精神は思考を用いて、「他（other）」との関連において「自己（self）」を構成する。（「全体社会」そのものを含む）社会的實在は、出来事に社会的意味を与えるコミュニケーション的行為を用いる。法や政治、経済などの特殊化した社会的實在についていえば、それぞれは、歴史的進化のなかで自身を規定する中心的な区別（またはコード）を発展させてきた。法は「合法／不法」もしくは「適法／違法」という価値を社会的出来事に与え、政治は権力を有しているもしくは有していないという観点から関係を区別する。経済は「所有／非所有」あるいは「支払う／支払わない」の区別にそって機能し、学は真理を誤謬から分離しようとする。これらすべての区別は基本的に二値論理を用いているため、複雑な世界では、同じ出来事が、たとえば、ある文脈では「合法」、別の

文脈では「不法」と規定される可能性があることは容易にわかるだろう。多国籍企業は、その子会社が世界の南側の貧しい国で、起訴されない労働法違反や人権侵害を行う一方——そこには、その国が子会社によって行われる直接投資に依存しているため適切な労働法を作り上げられないとか、たんにその国で子会社が有力な地位にある、といった理由がある——、豊かな西側本国の法との関連ではいかにして合法的に活動できるのか? 「そんなことはたやすい」、と古典的な会社法の法理は説く。子会社の活動は、その会社が法的には独立であるため、海外にある本社には帰属されえないのである、と。<sup>(1)</sup> そうすると、法と法のあいだの矛盾、衝突、コンフリクトを「合法的」に消滅させるには、たんに正しい区別を適用すればよいように思える。

しかし、社会発展の「運動」は、変化を作り出すためこうした「概念上の倒錯＝誤用 (conceptual perversions)」に対してプレッシャーをかける。運動は不適切な区別や描写——そこにはシステムと環境の区別や描写が含まれる——というバベルの塔を攻撃し、社会組織やその問題を新しい異なった方法で扱うことを要求する。<sup>(2)</sup> 一般的にいえば、社会的実在にとってその(自己)記述が危機に瀕するのは、現行のパラメータによって社会的コンフリクトを処理できなくなる場合である。一人の人間にとってそれは、ときにセラピーの助けを借りて自己記述の変化もしくは再結合を必要とする苦痛として経験される、人格的アイデンティティ形成の失調(もしくは「認知的不協和」)にあたる。われわれは、それぞれの(人格的もしくは社会的)区別と描写が、他の(あらゆる)可能性との関連において不適切であるという事実を偶発性(contingency)と呼びたい。つまりなんらかの区別や描写は、あらゆる区別に内在する過剰な可能性、つまり「潜勢力(potential)」(ネグリ、ドゥルーズ、スピノザ)の観点から見ると、べつの意味で偶発的もしくは可能なものとなる。<sup>(3)</sup>

偶発性には二つの側面がある。一つは、区別の二つの「価値」を再結合もしくは再定義することにかかわっている。たとえば、高等裁判所がその法理を変え、鉄道線路への座り込みを、こうした不服従行為がそれによって達成しよう

とする目的——核技術の導入など、地域や地球の公共安全を危険にさらす政治的決定について、公開討論を始めること——と釣り合うならば、「不法占拠」と見なさないといった場合<sup>(4)</sup>。あるいは、遺伝子組み替え作物の破壊は、近くの有機作物を守るという意味で、そこでふるわれた物理的暴力には合理性があり、器物損壊にあたらしないと判断した場合などもそうである<sup>(5)</sup>。

第二に、妥当性の危機と喪失をもたらす重大な問題との関係にあつては、偶発性はもう一つのより強力な選択肢を開示する。それは、ある区別と（自己）描写そのものを破棄し、目下の問題解決のためにべつの区別を選択することである。このことは、たとえば政治的プレッシャーにより、地球の南側諸国による医薬品の低コスト生産を裁く、WTO（世界貿易機構）知的所有権法のTRIPS協定（知的所有権の貿易関連側面に関する協定）が、脱合法⇨脱正統化（de-legitimize）された場合などにあてはまる。抗議は、合法／不法のパラメータがその問題を解決できることを認めず、グローバル化した政治決定（それは、後の段階で法形態のなかに確実に「再参入」するだろう）を要求した<sup>(6)</sup>。

### 3. 異端的な問い

区別そのものの不適切性に目を向けると、「衝突」や「矛盾」といったレベルを離れ、「パラドクス」に直面する。こうした状況では、たとえば「合法」という区別の一方の側に立つと、突然「不法」というその反対側に投げ出されるように感じ、その結果、区別全体が宙吊りにされる。このような状況を作り出す「異端的な問い（heretical questions）」とは次のようなものだ。合法／不法の区別はそれ自体、合法なのか不法なのか、善と悪との区別はそれ自体、善なのか悪なのか、等々。こうした問いかけによりわれわれは偶発性を発見し、そしてパラドクスは、社会的構成体と人格的構

成体を変容させるために用いられる可能性の総体へと近づく。パラドクスは、進むためには消去されねばならない論理上の誤りではない。それは、社会動態が有す無条件に遍在する中心的契機であるように思える。パラドクスは超越論的主体や他のあらゆる「基礎づけをめぐる説」にとつて代わり、社会的構成体と人格的構成体を偶発的な現象として発見させる。<sup>(7)</sup>

このことを、パラドクスに駆動された人権<sup>1</sup>の法的展開のなかに見てみよう<sup>(8)</sup>。社会と個人のあいだに見られるパラドクスの循環関係（社会は社会を構成する人間を構成する）は、人権（をめぐる問題）解決のあらゆる歴史の変異が依拠する「アприオリ」である。あらゆる「社会化」にもかかわらず、生身の人間は、社会的コミュニケーションにより「人格<sup>パーソナル</sup>」として作り出されようとも、声をあげいまだコミュニケーションによって構成されていない個人／身体として自らの「権利」を主張し始める。個人と社会のあいだの「緊張関係」は、歴史的発展とともにたえず脱構築・再構築される機能的な社会構造によつて捉えられる。大雑把に発展段階を示せば、次のようになる。古い自然法における「人間性（human nature）」。「社会契約」を通じた諸個人の合意と、（国家）主権の（自己）構成を通じて「自然権」を与えられる人間の「文明化」。アприオリな「主体の権利」の妥当性。個人権利の実定法への政治的変換——実定法におけるこうした権利の行使は、つねに社会制度の「ニーズ」を先取りしていなければならない。そして現代。人権侵害を目的としたたりしたグローバル社会の衝撃。現在の「衝突」、つまり人権を侵害する人権をめぐる戦争。貧しい人たちが必要な物資とサービス——他のだけだが、人権に基づきこれらの「不足」につけこみ搾取している——を受ける人権。提起された解決案。一定の条件のもと自律的な自己組織として人権の発展に「寄与<sup>9</sup>」するグローバル社会（の実現<sup>9</sup>）。

もし、矛盾や衝突あるいは対立ではなく、パラドクスが社会と法の発展の動力因であるなら、脱パラドクス化をはかる目的論の構成によりパラドクスを完全に制圧しようとするいかなる試みも、失敗する運命にある。「短い」二十世紀のあいだに起こった全体主義、世界大戦、生態系の破壊はこうした試みの例である。いかなる「目的<sup>テロクス</sup>」であれ、それが

パラドクスとパラドクスが有す脱／再構築の力を除去しようとするならば、排除されたものの回帰はますます破壊的で有害なものとなるのだ。<sup>(10)</sup>

#### 4. 倫理的「潜勢力」

しかしながら、パラドクスとその「潜勢力」を全面的に否定しようとする試みがもたらす破壊的效果は、その「論理」の「機能的」側面を認知させるだけでなく、その規範的側面を「発見」することにもつながる。<sup>(11)</sup>「潜勢力」(「可能ならぬ」)は、あらゆる「基礎原理」の起源であり、人格的構成体と社会的構成体の構成資源であるように思える。いくつか取り上げてみよう。

- ・ 政治における民主的な「コモン」の実現。それには、政治参加やその代表および自己組織にかかわる現行の形態をたえず変容させることが必要。<sup>(12)</sup>
- ・ 経済における「共有財」の実現。それには、「希少」財へのアクセスと「所有権」の再定義を不断に修正することが必要。<sup>(13)</sup>
- ・ 法における「正義」の実現。それには、自律的な社会的諸領域の発展とそれらの相互性 (reciprocity) を保証するため、基準とフォーラム(意思決定機関)そして手続を不断に調整することが必要。<sup>(14)</sup>
- ・ 学における「真理」の実現。それには、応用可能な知識を不断に構築し調整することが必要。<sup>(15)</sup>
- ・ 人間の「自由」の実現。それには、「コモン」との関係のなかでそして社会的つながりを背景として、個々の自律をたえず発展させることが必要。<sup>(16)</sup>

「正義」という意味での法の「起源」に関していえば、集合的組織が「公正」であるといえるのは、それが社会的実在の全参加者に対して、あらゆる（！）構成可能性の実現を認めている場合にかぎられる。このような無条件の正義が、社会秩序のパラメータを規定する具体的区別と構成のなかで、可能なかぎり現れ出るように定めることこそが法の課題である。しかし一方で、こうした正義（あらゆる参加者のあらゆる可能性）の完全な出現は、いかなる具体的な社会的実在も無限の可能性空間からの「非対称的」な選択的創造によってしか現実化しえないため、達成できない。他方、「正義」を実現する永続的な試みは必然的である。というのも、社会的実在がいかなる制限や排除を生み出したとしても、それが合法⇨正統的であるといえるのは、社会的実在が、そこに関与する最大多数の個体と集合体にとって最大多数の可能性を実現しようとする場合にかぎられるからだ。このように、過剰な可能性との関連のなかで自らを実現し、それゆえ「世界正義」を認めようとする法の倫理的主張こそ、法の「起源」に存在している（また存在し続けている）ものである。

したがって、法の起源とは、あらゆる社会的構成体の起源である無条件の非決定的な「潜勢力」である。「正義」とは、法が果たさねばならない社会的役割と関連のあるこの潜勢力に対して与えられた名称にほかならない。それゆえ法の起源は、ベンヤミンや彼の考えに従う人たちが述べるような「暴力」ではけつしてない。暴力とは、その法が（合法あるいは不法として）規定しなければならぬ社会的区別と排除にともない、「あとから」出来する現象なのである。最大多数の可能性を実現するという主張は、いうまでもなく、法を自らの規定に対して「批判的」にする。いかなる具体的決定も、過剰な可能性との関連でいえば不適切もしくは不公正であることを免れないのだから。このようなわけで、社会的実在が実現しうる可能性の増大と調整に向けた決定へのパラメータと手続をたえず改善することが、法の課題となる。こう述べてもよい。「法はそれが十分でないがゆえに現出するのである」、と。この課題は、法のパラドクスに「配慮」しそれを「養成」する態度と対応している。

法のパラドクス存在論がもつ規範的效果は、政治（共通善の不断の実現）や経済（共同福祉の不断の実現）などの、さきふれた他の社会的領域にも当てはまる。前に論じた破壊的效果は、個人や社会の「実現」が含む還元不可能な選択性からのみならず、そこに関与するあらゆる個人と社会的実在の可能性をたえず最大限に実現しなければならぬ、という倫理―規範的側面を無視することによつても生じている、といえる。こうした無視・怠慢は、人格的構成体と社会的構成体の歴史を危機と衰弱へと陥れる。だから、「潜勢力」の新たな実現へと向けた倫理―規範的側面の再開がいま一度現れる、あの「豊かな源泉へと帰還」しなければならぬのだ。

## 5. (法の) パラドクスの養成

パラドクスの養成という規範的課題を引き受けることにより、われわれは、N・ルーマンやJ・デリダといった論者のパラドクスに対するアプローチと袂を分かつことになる。ルーマンならば、社会システムや心理システムの発展を促す再パラドクス化や脱パラドクス化に規範的側面が含まれていることを、いつさい認めないだろう。(レヴィナスとつながりのある) デリダはパラドクスを、神秘的な「他者性」を獲得するための脱構築にとつて、超越論的源泉であり転回点であると理解している。<sup>(17)</sup>

デリダの主な主張は、たんなる脱構築による攪乱を超えて、不安をもたらす超越性の意識を経済、学、政治、法といった高度に合理化した世界へと送り返すことである。彼の感嘆すべきテーゼは、利益化した経済に対する「純粹贈与」、専門化した政治に対する「友愛」、世俗化した道徳に対する「赦し」、高度に技術化した法に対する「正義」、これらがもたらすパラドキシカルな効果と関係している。われわれは一方で、「潜勢力」のこうした「表象」が妥当である<sup>(18)</sup>

ことを認めつつも<sup>(19)</sup>、しかし他方で、区別という観点からいえばそうした表象の「内在性」とその「実現」という倫理的  
要求を主張したい。伝統的に宗教システムの主導的な区別である超越と内在という区別は、「危機的状况」にあつては  
べつの区別となる。G・トイプナーとともにわれわれは、他のあらゆる特殊化したサブシステムが社会の変動要求との  
かかわりのなか、その機能的役割を独占できなくなっているのであれば、宗教システムが「超越と内在」という区別を  
独占することなどはやできない、と主張したい。政治システムは適切な「権力関係」を排他的に確立できず、法シ  
テムは「正義」を排他的に確立できないように思える。経済システムは「グローバルな社会福祉」を排他的に確立でき  
ず、学システムは「真理」を排他的に確立できないように見える。

学システムの「失敗」についていえば<sup>(20)</sup>、一方において知の産出は、大学や研究所に体系的に集められている。他方、  
こうした「知の管理」と平行するかたちで、知の産出と反省は、他のサブシステム（法理論、政治理論、経済理論）  
や、「一般的知性 (general intellect)」や交流する人たち——彼らはグローバルな世論やさらにそれを超えてグローバル  
な社会運動を作り出す——の「集合的知性」の発展においても生じている<sup>(21)</sup>。

同様に、社会的（法的、経済的、政治的、学的などの）諸機能のあらゆるシステムティックな「管理」は、それらを  
拡大し社会的（法的、経済的、政治的、学的などの）オルタナティブに取って代えたいという政治的（一）望みと重  
なり合っている。こうした中心的機能は社会構造を生み出す一方、それらが引く区別をたえず流動化し、その「潜勢  
力」を受け容れるため「べつのところ」で「違つたかたち」で扱われる<sup>(22)</sup>。このようなシナリオは、ドゥルーズとガタリ  
の「千のプラトー」<sup>(23)</sup>や自律的実在のネットワーク<sup>(24)</sup>、あるいは個別的領域のたえざる「変態 (metamorphosis)」などと  
対応している<sup>(25)</sup>。ルーマンの「システムの機能分化」はわずかな側面をカバーしているだけであり、デリダが行う神秘  
的に「一般化された他者」を通じたパラドクスの統一は、潜勢力を擬似宗教的に解釈することで生産的な脱構築の力を  
弱めることになってしまっている。われわれは内在と超越という区別を蘇らせないわけではない。今日そうした試み

は、「記号」の認識と解釈に専念する社会的に中立的で非歴史的な内部を通して、個人、社会、自然、それぞれの現象のアプリオリな「意味」を発見しようとする態度に逆戻りするだけであろう（自らを「ニューエイジ」と称しているにもかかわらず）。むしろここで主張したいのは、政治的エネルギーと同様、自由な潜在力という社会的エネルギーを、誤ったポストモダンあるいはプレモダンの平穩状況と対比・対立させることである。このシナリオには、「オートポイエティックなシステムと生成的な非システム<sup>ポエティック</sup>のあいだ」の永続的な政治的交渉が含まれている。<sup>(26)</sup>（企業組織から連帯、友愛、贈与などにいたる）自律的な協働（cooperation）形態と偶発的な規定が有すコンフリクトを含んだ交渉が、社会的（無）秩序を生み出すだろう。これこそ、法が「養成」しなければならないプロセスである。<sup>(27)</sup>

われわれはパラドクスを、いかなる区別にも内在する無条件で、非決定的かつ無制限の「潜在力」として再構成した。このことにより、自律的な社会的領域の相互性のための規範的パラメータを確立することができる。それは、ブルジョア理論によっても反ブルジョア理論によっても未完のまま放置された「ポスト封建制のプロジェクト」である。<sup>(28)</sup>法は基本的に、無限の可能性空間の実現として人と社会の自律的領域を容認する。しかし法はまたあらゆる人にとつて最大限の可能性が実現するように、人と社会の領域の「関係」を再構築する。こうしたあらゆる「結びつき」の再構築は永続的かつ一時的なやり方で行われ、その結果、法に内在する最初の特質である正義が保証される。正義は永続的な批判的パラメータとして法の第二の特質である（不）公平性（(im)partiality）の規定をとまなう。主体と制度、プライベートとパブリック、契約と組織などといった古い二分法は、ポスト産業・ポストナショナル社会の現実の規定力を失ってしまった。いま問題となっているのは、法のさまざまな自律的な社会的領域全体に対する、またそうした領域の合理性と規範性に対する関係である。それゆえ、法構成を主導する区別は、公平性と不公平性となる。このことは、自律的な領域を保証し、それと同時に、無条件の正義の実現に向けて各領域のたえざる変容という観点から、統制メカニズムを保有することを意味する。すなわち法は、（自身を含む）あらゆる自律的領域が、過剰な可能性の観点から、つまりあら

ゆる構成と生産の永続的な変化という状況のなかで、それぞれの「他者」を互いに尊重しあうことを定める。いいかえれば、そうした領域がもたらす不可避的な非対称性は、その自律性が新たな統一へ向けて失われることなく、「対称性を目指す規範的な試み」のプレッシャーのもとにたえず置かれることになるのだ。「統一」の空間はパラドクスによって占拠された！ これこそ、ハートとネグリが「共通の潜勢力に基づくコモンのポストモダンの生産」と呼んだものである。<sup>(29)</sup>

## 6. 「マルチチュード」の政治と運動体の運動

このような意味で社会運動の「マルチチュード」（ハートとネグリ、ドゥルーズ、スピノザ）は、組織的政治権力や国家主権に、政治的構成の（他の）可能性を最大限に実現するという観点から、それらは異議申し立て可能であることが気づかせる。「マルチチュード」は、それが「〈帝国〉の内部で成長する生きたオルタナティブ」であるという意味で潜勢力の「具現化」である。<sup>(30)</sup> いいかえれば、「マルチチュード」が表しているのは、政治行動と組織の新しい形態の「温床」を表象<sup>リプレゼント</sup>代表する、多様で自律的な単独の社会的行為体（「特異性（singularities）」の総体である。<sup>(31)</sup> あらゆる具体的・選択的統治構造に不可避的に内在する危機は、今日、リベラル・デモクラシーのモデルである代議制そして国民国家、国際関係にかかわっている。そうした危機は、いかなる統治の正統化も、それにかかわるあらゆる人格の領域と社会の領域の「潜勢力」を養成する点にあるとする、政治の「存在条件」を可視化するよう働く。

これこそ、デモクラシーがつねに表してきた事柄である。政治的自己組織の「起源」としてのデモクラシーは、たとえその実現には、あらゆる（！）可能な解決に比して、非対称的な選択という限界がともなわれるにしても、組織化

された政治システムへの不断の挑戦であり続けている。「正義」が社会秩序とそれが生み出す規範性をたえず糺すのと同様、政治的相互性のプログラムとしての「デモクラシー」は、現行の政治組織とその表象<sup>11</sup>代表形態を他の可能性と対決させ、それらが「オルタナティブ」に向けて開かれるよう強いるのである。こうした「リキッド・デモクラシー」の概念に応答した政治システムは、「協働」と「コンフリクト」に基づいており、両者のあいだにはいかなる目的論的ハイアラーキーも存在しない。いったん協働的解決が見出されるや、それは、潜勢力がもつ無制限の可能性という観点から見ると必ずや不適切であるがゆえに、コンフリクトが確実に生じる。永続的な構成的活動であるたえざる政治変容を養成し、誤った単一もしくは多方向の「平穩状況」あるいは「統合」に対抗するかたちで、こうした過程の開放性を保持しつつ創造的な政治闘争が生じるのを可能にするコンフリクト・カルチャーを保証すること、これは法的構成体の任務・課題である。他方、さまざまな自律的領域全体（機能システム、個人、集合的実在、制度、組織）のあいだの相互性（コモン）を規定することは、法が立法活動を行ったり逆にそうした活動を取り止めたりするといった、たんなる政治的プロジェクトではない。<sup>32</sup> 非対称的関係を補償し、その領域で揮われる力の「均衡」を規定することは、制度的政治の限界を超えた法自身による創造的行為となる。このことは、あとの節で論じるように、法制度と法理の組織方法に対して大きな意義・帰結をもたらすだろう。

法は「非場所 (non-location)」あるいは「盲点」を、ポジティブな形態でいえば、「より公正な」構成と（自己）描写を通じて最大実現を求める過剰な可能性に満ちた「創造空間」を表しており、それゆえ法は、マルチチュードならびに、近年現れたグローバルな社会運動の新たな形態と特別な親和性を示している。こうした新しい運動は、新たな包括／排除のメカニズムを作り出すことなくグローバルな発展の可能性を拡大しようとしており、その点でこれまでの運動とは異なっている。しかし「運動体の運動 (movement of movements)」という自己反省がそうしたメカニズムを回避できるのは、それが過剰な可能性の実現にたえず言及し続けられる場合、つまり、その政治的権力がそこに内在する構

成的「潜勢力」から自らを育み続ける場合にかぎられる。新しい運動が権力やエンパワーメントは自らが求めるものではないと表明するとき、そして組織化されたグローバルな政治的位置を占拠したり、ある種の「自生的」な抗議やスキャンダル化に対して「譲歩」したりすることを拒むとき、こうした運動はまさに包摂／排除のメカニズムを回避しようとしているのである。

一方、運動体の運動がその潜勢力／力能を養成できるのは、それがいかなる「合併」形態も超えて自らを「マルチチュード」として生み出し、不断の「脱出 (exodus)」「(ネグリ)を通じてそこに与えられる「役割」と「戯れ」、そうした規定から逃れ続ける場合のみである。こういうわけで、この運動はナショナルでグローバルな政治・経済・法システムを再構成するという努力に参画しながらも、つねに「グローバルな人民」となることを拒否するのである。<sup>(33)</sup>「人民」としての組織化は、「メンバーシップ」「(市民)」の問題や包摂／排除というよく知られた破壊的メカニズムを引き起こすマルチチュードの頽落形態である、と考える十分な理由があるのだ。国民国家の歴史——もちろん、こうした歴史だけではないが——は、このように再解釈できるだろう。

他方、いうまでもなく、マルチチュードが「パラドクス存在論の罠」に陥らないことは不可能である。新しい可能性を実現したいなら、それぞれの運動は、社会システムの現行形態に単純に「対抗する」ことから、社会問題の解決に向けて具体的なオルタナティブを明確にすることへと移行せざるを得ない。純粹な脱構築（「抵抗」）は、現在の権力システムに対抗する究極の反抗のように思えるかもしれない。しかし、マルチチュードの活動が純粹な脱構築に限定されるのなら、システム論は正しくも、社会運動は「ノーと言うこと」によりシステムに参画しそれを再生産している、と指摘するだろう。この場合、システムはこうしたネガティブな面に容易に「対応」し、（公然と無視することから刑事事追迫にいたるまで）それらに対処する組織的策略を生み出すこともありうる。<sup>(34)</sup>

マルチチュードには(……)原理的に権力へのいかなる義務も存在しない。むしろマルチチュードにあつては、不服従への権利と差異への権利が根本的である。マルチチュードの構成は不服従のたえざる正統的な可能性に基づいている。マルチチュードにとって義務が生じるのは、政治的意思の結果として、決定を行う過程においてのみであり、そうした政治的意思が続くかぎり義務も継続する。<sup>(35)</sup>

たしかにそうなのだが、しかしこのような言明は、政治組織とプログラム規定の両面において、マルチチュードを不可避免的に拘束しそれに政治的意思を行使させることを強いる、そうした「帝国」の内部で成長する生きたオルタナティブ<sup>(36)</sup>であるとの自己認識・自己表明と変わらぬ。そうなる「脱出の原理」にもかかわらず、少なくとも運動のいくつかの部分は、既存政治の決定および組織構造——それは、最善のシナリオでは、運動によって提起されたパラメータを導入することにより「学習」し、そのパラメータを変化させる——に取り込まれることは避けられない。したがって、運動の(一部)によつてなされた選択は、その運動の出発点からしだいに離れていき、さらなる可能性の実現には、前の運動が提起し実現できた構成体を超えた「潜勢力」<sup>リプレゼン</sup>を表象<sup>ト</sup>する、新しい運動体が必要となる。最近のドイツにおけるエコロジー運動の歴史は、こうした過程を示すよい例であろう。このような経験を踏まえて、新しい運動体は政党として組織されることを拒んでいる。政党を通じた民主的な代議制という制度が歴史的に「すたれかけている」がゆえに、こうした決定は正しいように思えるが、しかしそのことがここで論じた、あらゆる選択的意思決定と結びついたパラドクス・メカニズムを変えることはない。

このような「抗議の吸収」の最新形態は、おそらくいわゆる「非政府組織(NGO)」であろう。こうした組織は一方で、しだいにすたれつつある代議制というリベラル・デモクラシーの政治形態が残した空白を埋め、公的セクターが(もはや)手助けしない領域で貴重な援助の手を差し伸べており、この事実からアンビヴァレンスが生まれる。他

方、NGOは現行システムの真の変容を「緩和」もしくは阻止することがしばしばある。近年、いわゆる体制移行・発展途上国において、世界銀行やUNDP、USAIDといった二国間あるいは多国間の大きな「援助機関」が無数のNGOを生み出しているのは不思議ではない。(潜在的な)運動家はすぐさま礼儀正しい被雇用者となり、NGOはそうした西側の機関から多大な資金提供を受けそれらに対して責任を負っているため、「すべてがうまくいっている」と期待できる。「しかし」自らの理想が適切に表されていないと感じるがゆえに生じる抗議は、純粋な「攪乱要因」あるいはよりポストモダンの表現でいえば「テロリズム」として、容易に無視されてしまう。<sup>(37)</sup>

システム論の考えからすれば、運動体が「運動」として自らを再生産することそのものが終わっているがゆえに、成功を収めたいかなる「システム」の「共同決定」も「敗北」として解釈される。パラドクス存在論の論理もまた多様性と選択そして(少なくとも一時的な)保存のメカニズムを必要としており、こうした事実はたしかに失望と抑圧を引き起こすかもしれない。しかし、このようなメカニズムの「隠された」理由<sup>(38)</sup>——「理由」——システム論はパラドクス存在論がもつ規範的側面を不可視化するため、それが見えないのだが——は、運動によりなされる選択は、潜在力が保有する諸可能性という脱構築的「全体性」という観点からすると、つねに「より少なく」展開されるということである。したがって逆説的にも、「選択性の制限」こそ運動がけつして終わらないことを保証するのだ。なぜなら、そうした制限により、潜在力が保有する諸可能性という全体性が消耗されずにすむからである。それゆえ「敗北」は、運動体構成の歴史のなかである一つの「エピソード」を示すにすぎない。<sup>(38)</sup>このようにパラドクスのシナリオを理解すると、建設的なオルタナティブのたえざる発展・展開の活性化につながるだろう。この不断の発展・展開は、運動体にとって二つの積極的な副作用をもつ。一方でそれは現行のシステム構造に対するプレッシャーを確実に増加させる。他方でそれは運動体に適切な自己批判と自己変容を保証し、結果、脱構築により動的潜在力へのアクセスを確立したのち、「政治的意思」の必然的再構築が新しいやっかいな社会——政治的構成体を生み出す(あるいは、そこに後退する)という、よく知ら

れた(革命後の)事態に運動体が陥るのを阻むことができる。<sup>39)</sup>

たしかに、運動は最大化された潜勢力の実現を希求する。これは運動を再生産する(論理的な)原動力であると同時に、その規範的課題と自己理解でもある。複雑なポストモダン社会において、やがて食い尽くされる「熟した果実」のあの有名なセンセーションによつて一つの完全な体制——旧体制——が終わりをつげたフランス革命のように、区別のすべてもしくは大部分が変化するなどということは、ありそうもないように思える。しかしながら、一九八九年以降に生じた東欧での体制革命は、少なくとも、いわゆる先進世界においてさえ「断絶をもたらすかたち」でポストモダンティへの参入が起こりうる、ということを示している。これ以降の変容過程は、おそらくいつそう複雑なものとなるだろう。というのもポストモダン社会は、主に「出来事」に基づいて見なされており、その再生産はそうした社会が有す区別とプログラムの変動に依拠して打ち立てられ始めているからである。(階級、ジェンダー、民族といった)大きな変動を求めない「先入見」の文化は、たしかに存在し続けている(また、「永続的な戦争」を通じてべつとところで変容を組織化することにより、「自己防衛」をはかることさえある)。しかし、ポストモダンの「パラダイム・シフト」は、こうした先入見は構築物であること、いいかえれば、それらは必然性や運命によつて押しつけられたものではなく、すでに述べたように、偶発的、つまり別様でありうるという事実に存する。この事実とそれが有す「規範的側面」は、概念、文化、プログラムおよび、そこにかかわる人間に関して自ら描く心理—身体的「健康」が、規範的な社会・心理的プレッシャーの増大ゆえその妥当性が明らかに失われるという事態に陥ることなく、衝突、矛盾、コンフリクト、苦難を「解決」できているかぎり不可視なままである。

だとすれば、運動の目標は、そうしたプレッシャーを、社会的「免疫システム」——それは、コンフリクトの手続化と中立化により何がシステムの部分で何がそうでないかを決定する——により変容に限界をもたらしている規範的パラメータに対して行使することである。<sup>40)</sup> そのためには、組織的・実質的な選択をたえず修正するメカニズムを導入するこ

とで、いいかえれば、そうしたメカニズムを「促進 $\parallel$ 加速 (acceleration)」(ドウルーズ)し、さらに限定された(自己)構成という必然性と「よりよい」オルタナティブの可能性を損取することとのバランスをとることによって、脱構築( $\parallel$ 潜勢力の再構成)と再構築(=潜勢力の選択的再構成)という不可避的なパラドクス効果の「開発と方向づけ」がなされなければならない。したがって、変動の促進 $\parallel$ 加速は目的そのものではなく、あくまで社会的相互性を明確にし作り直す場である「規範発見の文脈」に服している。

## 7. 手続的正義——運動する法

システム論の目から見れば、法は社会の中心的「免疫システム」である<sup>(42)</sup>。社会運動の目標が免疫システムのパラメータを変化させることであるなら、異なった法を求めての闘争は主要目的の一つとなる。この点において闘争は、社会的相互性の偶発的形態の発展を通じてたえず「正義の増加」をはかり、包摂と排除の確立された免疫メカニズムのリスクに抗して社会を守る、法自身の自己批判を含んだ責任<sup>レスポンス</sup> $\parallel$ 応答可能性<sup>セリビリティ</sup>と一致している。だとすれば、そうした法構造を生み出すにいたる手続上のステップとはどのようなものか、という問題が生じてくる。

①第一に、「正義」という倫理的表明は、適切な基準を用いる意思決定の機関(フォーラム)により決定可能な規範的矛盾や衝突へと変換されねばならない。この意味で、矛盾や衝突の形態そのものは偶発的、つまり別様でありえ、変化する社会的状況に言及することによって変動することを考慮に入れておかねばならない。何が衝突しているか——規範、原理、社会モデル、理論それとも合理性なのか——を、アプリアリに決定することはできない。すでに見たように、優先

順位の高い矛盾を確定し、そのうちの一つの（革命的）「勝利」に向け全精力を傾けても明らかに無益である。「基底」なパラドクスと脱パラドクス化をはかる差異もしくは区別のあいだの振動は避けられない。弁証法的矛盾の構成は、かつして統合にはいたらない。したがって、「革命」とは、基底的な 潜勢力の 観点から、人格的区別と社会的区別なら びに（自己）描写の 継続的な 代替を 促進、加速させるという形態をとることになる。

②こうした規範的な衝突を生み出し、決定を行うための基準を定めるために、法は「ネットトワーク」状になった他の自律的な諸領域——つまり経済、政治、学、宗教、芸術などのシステムとして組織された空間——の理由<sup>リ</sup>、理性や、他の自律的文脈におけるそうした諸領域の再結合、そして一人ひとりの人間の領域とかかわらなければならない。法は自らの境界を定めるために、これらの理由<sup>リ</sup>、理性を理解しなければならぬ。それゆえ法は、さまざまな社会理論全体と、そうした理論の社会構成に対する競い合う要求に言及しなければならない。今日、問題となる理論とは、何よりも、N・ルーマンらのシステム論であり、F・A・ハイエクらのネオリベラルもしくは制度派経済学であり、J・ハーバーマスの批判哲学であり、H・ハートとA・ネグリらのポスト・マルクス主義理論である。もし無限定の正義、つまりあらゆる社会的行為体にとって可能性の最大化が実現されねばならないなら、法は、そこに含まれる利害関心のあいだで危ういバランスをとりながら、こうした理論を反省<sup>リフレ</sup>、反映しなければならぬ。このような過程は、適切かつま<sup>リ</sup>一時的に正当化された基準の発展にとって不可欠なものである。しかし、あらゆる社会理論は「盲点」を、すなわち構成にかかわる選択性を有していることも考慮に入れておかねばならない。こうした盲点や選択性により、いつさいを「客観的」に観察する特権的観点など存在しないがゆえに、社会や人格にかかわる現象の総体を把握することは不可能である。パラドクスそのものが、このような特権的観点の代わりをつとめるようになる。

にもかかわらず、このことは、諸理論間の決定に関して相対主義的アプローチに陥ることを意味しない。また「超理論」を要求することにもならない。ここにあるのは、一つは「空白のスペース (empty space)」に対する認識である。

法はこのスペースを利用することで、当該の問題とそれに有意関連する社会的文脈に言及するなか、社会理論と社会理論がたえず相互に刺激・衝突しあうことから生じる規範的「剰余価値」をつねに作り出す。そうすることで、法は「正義を生み出す」という規範的な社会的機能を反映した、もう一つの（それ固有の）「社会理論」を創造する。

他方、こうした法理論は、基準、フォーラム、手続によって前もって確立された（諸）権力のたえざる変容を含蓄する理論と規範的親和性をもっているという意味で、そこには法独特の偏向びやくんが存在している。諸理論の文脈に応じた具体的「再結合」への要求は、自律可能性の欠如を埋め合わせるためつねに基準を産出するという、法の規範的課題から生じていることを思い起こしてほしい。「おそらく、競合する社会理論によつて思い描かれた法からかかる法を解放することは、法の実現のチャンスをもたらすだろう。そのとき「法」はこうした社会理論の構想かそうに従うことのないそれ固有の理論を生み出すだろう。それは「システム」でも「言説」でも「企て」でもない<sup>(43)</sup>。われわれはここで導入された第四の理論として「協働（cooperation）」もしくは「協同（collaboration）」を付け加えねばならない<sup>(44)</sup>。

③このことによりわれわれは、法の（脱）構築の第三段階、つまりすでに論じた「パラドクスの養成」に達する<sup>(45)</sup>。いったん社会構成に対する規範的決定が、基準、フォーラム、手続を通じてなされると、法は政治的決定を刺激し、「よりよい可能性」つまり「さらなる正義」の実現という観点から、現行の社会モデルや構成の修正が必要となる契機を確立しなければならぬ。いいかえれば、社会が——そして法自身が——いかにして構成されるのかという問題に関して、その妥当性に対してかかる社会的プレッシャーを増加させること、これが法の課題である。したがって、パラドクスの社会的扱い（社会的差異のたえざる脱パラドクス化と再パラドクス化）は、法が喚起する政治的プロセスであるといえる。それゆえ、このような考え方は「政治的法理論」と呼ぶことができるだろう<sup>(46)</sup>。法は、機能分化したシステムへと埋め込まれた社会構造を流動化する。社会の機能分化した（サブ）システムの発展と「基底的」パラドクスの可能性をめぐるルーマンが行った重要な研究成果は、社会組織——それは、システムの境界を超え最善のかたちで人と社会の発展

の潜在力が実現されることを目指す——にとってより適切な解決の政治的探求へと変わる。法はこの過程を的確に保証せねばならず、このときは運動する法 (Law in Movement) となる。「最も刺激的な期待と希望は「法」にかかわっている。(……) こうした法は、法—道徳、法—政治、法—経済などの基準が衝突する場を規定する。(……) 生活世界とシステムの構造的カップリングとしての法。「権利の保護」や「制度の保護」を今日適切に解釈しなおすならば、自由の働ぎに正統性を与える法的保護を生み出すことになるであろう」<sup>(47)</sup>。

〈運動する法〉という手続を表す概念は、不確実性という状況のもとで社会構築にとって必要とされる先述の論理と規範的要件をうまく扱えるように思える。自律的な社会的領域とその規範的基準がもつ「免疫」は、偶発的な意思決定と組織化がそこに関与するあらゆる(人、社会、自然の)環境の「生きた利害関心」を反映している場合にかぎり、受け容れられる。自律性を認め社会的領域相互の結びつきを明確にすることは、たえずリスクを評価しそれを阻止することを含んでいる。しかしそれは、免疫を強化するためではない。免疫それ自体は、オートポイエティックな閉鎖性により、自律的存在が有す自然な再生産傾向である——しかしそれはまた、最大のリスクでもある。むしろリスク評価とその阻止は、幅広い「生きた利害関心」をできるだけ実現するようつねに変化について考えるという義務を通じて、いったん確立された社会構成の免疫に対抗し、そうした構成を免疫化しなければならぬ。このことは、逆説的ながら、その構造にたえず挑戦することにより、問題となつている社会構成に対してリスクを増加させることを意味する。このことを達成するために、自律的領域は、そこにかかわるすべての人と共同体をつねに包摂することに基づき、またこうした「相互的文脈」でなされる決定と組織化の適応を可能にする、モニタリングと統制のメカニズムを通じて、たえずあらゆる利用可能な利害関心を精緻化し新たな「知」を作り出さなければならぬ。こうしたことは、法の構成と責任・義務の確立を通じた潜在力と正義の実現にとって、共通のパラメータとなるであろう。

## 8. 法の依存的自立

潜勢力、正義そして〈運動する法〉のあいだの親和性をこのようなかたちで再構成すると、法はたんなる権力的手段や、マルチチュードが戦略的に「利用」する必要がある権力装置として理解することはできないことがわかる。<sup>(48)</sup> いうまでもなく、法の「免疫システム」はつねに社会―経済的・政治的非対称性を作り出してきた。しかし、永続的な「法のための闘争 (battle for law)」(イェーリングの「権利法のための闘争 (Kampf ums Recht)」の改訂版) はまた、潜勢力と正義に言及し、関与するあらゆる特異性にとってオルタナティブな可能性を実現させることで、こうした非対称性を脱合法⇨脱正統化し脱構築しようとしてきた。この過程において、「法は自己決定へと向けて自らを徹底的に解放し、にもかかわらず、法が失われたり方向を見失ったりしないのは、法が何ものにも依拠しないのと同時に、その外部、規範、構造に依拠しているからである」<sup>(49)</sup>。このことが意味しているのは、こうした闘争はつねに法の依存と自立の両方を構成するということである。このことにより、法とその環境との「カップリング」に基づきさまざまな社会理論のプロジェクトはそれぞれ政治的(一)立場をとりながら前線に集結しつつあり、またこうしたプロジェクトは確立された法概念と(自己)批判的な〈運動する法〉とのあいだの「摩擦⇨不協和」へと翻訳される。こうした過程は法の「内部」で起こり、それゆえ法の「部分」である。たとえば、法は特定の利害関心のための道具であるとの非難・告発は、それ自体、法の再構成過程の一部である。

そうすると、マルチチュードという多様な行為体が、「新しい権利」の観点から新たな可能性の実現に向け偶発的な要求を表明するのは、けっして偶然ではない。こうした権利は、自律的領域の自己決定、グローバルな意思決定への参

加、制限なき地球規模の移住、市民の基本的給与、社会的に創出された知への自由なアクセス、満足のいく労働の保証、不当な可能性の制限に服従しない一般的権利、などである。

これらの「権利」はすべて、潜勢力を正義へと翻訳する具体的な相互性の表現であり、そうした相互性を表象<sup>リプレゼント</sup>するマルチチュードという行為体の求めである。したがって、「運動する法」の第一の特質である正義は、自身の可能性と他の自律的空間の可能性を高めるという課題を成し遂げるため、こうした「新しい同盟者」をつねに探し求める。いいかえれば、正義としての〈運動する法〉は、その実践的効果 (effect utile) をあげるため、他の自律的な空間を動員するのだ。

## 9. 管理された変容を超えて

それゆえ、組織化された社会的領域とそれが可能にする「自生的空間」が、相互性と変動の倫理を実現させるという論理的・歴史的課題に取り組まないなら、〈運動する法〉は憤激 (スピノザ) をもって反応し、マルチチュードの現代の代表とともに街頭デモにうってでるだろう。G・トイブナーは「組織化された空間 (organized space)」と「自生的空間 (spontaneous space)」という同様の区別を最近導入しているが、<sup>(50)</sup> しながらそれは、(サブ) システムの組織に「自生性を認める権利」を与えているという点で、依然として「システムの論理」という畧にはまっている。<sup>(51)</sup> むしろ、もし社会的規範性とその実現の基礎には、マルチチュードの潜勢力とその還元不能な多様性があるとすれば、自生的空間は、いかなる組織化されたシステムによる「正統性」の規定をも根本的に超越していると考えべきだろう。しかしながらプログラムされた自生性にとって、統合されていない「他者」はシステム再生産のために利用可能なもの<sup>(52)</sup>、

もしくは逸脱や変動を統制するメカニズムによつて処理されべき「攪乱要因」として現れ出る<sup>(53)</sup>。したがつて、最終的にはまたしても望ましくない「環境」効果だけが——それが自然環境における効果であれ、他の単独的・集合的環境における効果であれ——、自律的領域に対して「反応」しその構成体を変化させるようプレッシャーをかけることができる。だから、トイプナーの区別は、ルーマンが「システム」に対して導入した「開放性と閉鎖性」（さらには免疫）の働きを現代的にはしているが、しかし、そこになんら変更を加えてはおらず、結果、他の「ネットワークにおける自律体」にまでこの働きを拡張させてしまつて<sup>(54)</sup>いる。

さらにいうと、「組織化された空間」の現実を見ると、「組織的側面」は「自生的側面」を統制しさらには転覆させがちであり、「相互統制<sup>(55)</sup>」の關係は維持されていないことがわかる。この意味で、トイプナーが「自生的空間」という言葉を、経済的（企業）組織と対比された「市場」に与えているのは奇妙に思える。このような視点は、いやおうなしに、「自由な市場の力」というネオリベラルのイデオロギーを繰り返しており、市場そのものが強固に構造化・組織化されているという事実を十分に反映していない。非対称的なかたちで「所有」に集中することで、「開かれた」市場には、自らを転覆させる（失墜する）という内在的な（パラドクス）傾向がある。市場のより大きな分け前といつそう強力な立場を獲得しようとする競争圧力は、共同の経済活動や高度な集中、独占さらにはそれらに応じた「自生的需要」の生産（！）を引き起こす。企業が生まれそれらが複合企業<sup>コンプレックス</sup>となるのは、契約論と所有権の神話の背後に隠された同じ（！）過程の産物なのである。<sup>(56)</sup>オーナーと株主の利害関心は、たえず資産の創造と増加および出資価格の上昇を目指すというきわめて狭い意味で、市場における競争を非対称的なかたちで構成する。他の「価値生産者」（労働者、債権者、消費者、年金受給者、関連地域団体、共通利害をもつ他の代表者）は、補償を定めた法メカニズム（労働法、消費者保護法など）があるにもかかわらず、オーナーと株主に従属する。あらゆるアングロ・アメリカの企業コンセプトを支配しているネオリベラルな企業モデルやその変種は、株主が企業（同じことだが、その「資本」）の「持ち主<sup>オーナー</sup>」で

あるがゆえに、株主の役割を強化することに集中している。企業は、さきに挙げた価値生産者もしくは「株主<sup>スチュワード</sup>以外の利害関係者<sup>ホルダー</sup>」に対する「責任」を負った、「それ固有の権利をもつ」存在とは見なされていない。エンロン風の「経理操作」を含むいかなる活動も、それが市場を構成する「利害偏向」に従うかぎり、経済的には妥当なのである。それゆえ、「より多くの社会的な責任」を負うようにコーポレート・ガバナンスの（法的）モデルに変更を加えるだけでは十分でない。<sup>(57)</sup> 経済的潜勢力もしくは特異性の最大化というグローバルな「共同福祉」をさらに高めるためには、経済モデルそのものを、無限の所有権という支配的な考え方の修正を含め、法的「免疫力」とともに、偶発的なものとして扱わねばならないだろう。<sup>(58)</sup>

こうした問題をめぐる論争は、今日、「人権」の領域へと移され、この権利は、（先進国を含む！）世界の大部分において共通の「必需品」を抑制することを容認する（!？）声として働く一方、この権利に含まれる「非対称的なビジョン」により社会変容を制限（免疫化）するという、両義的な役割を果たしている。伝統的な公民権や政治的権利への注目は、長きにわたるそうした制限を示している。それゆえ、経済的権利や社会的権利を含み、あらゆる人権を実現する（ナショナルもしくはインターナショナルな）制度に対する法的義務（一）を認めることは、重要な第一歩である。<sup>(59)</sup> 「人権概念は、国家主権の考えを切り崩すのに、限界があるとはいえ、ある程度成功してきた。いまやそれは、資本制を標的にしつつある。何百万という人々の幸福はこのプロジェクトの成功にかかっている」。<sup>(60)</sup> こうした方向を示す他の提言として、債務国が債務返済時期の再設定や債務返済そのものを拒否する（憲法上の）権利の確立や、住民が数世紀にわたる奴隷貿易に苦しんできた国／地域に対する「賠償」としてのWTO貿易協定の改革、などが挙げられる。<sup>(62)</sup> しかしながら、排除された人たち、つまり世界人口の多数にとつて、人権はいまだ（国家に対抗する）「消極的な自由」にとどまり、さきに述べた制度的義務をめぐる論争もまた、その人たちにとつて「積極的な自由」、つまり物質的な変化を要求する可能性をもたらしではない。彼らは、われわれが話しているあいだも、必需品の欠乏に苦しんでいる。制

度的正義が発動されず、排除された人たちが、水、食料、住居、健康、教育、輸送、エネルギー、通信といった共通の必需品にアクセスできない状態が放置されるなら、そうした人たちの「自身の権利を領有する」ことで行動を起こす「自生的」権利（！）が、さきの制度的基準とともに存在しなければならぬ。ローマあるいは他の地域の運動のメンバーによって、スーパーマーケット・チェーンから貧しい人たちへと食料が分配されることを、窃盗、強盗、不法侵入、侵害などの刑事事件とすることができらるだろうか？

いま挙げた支配的な市場構造だけでなく、他の「組織化された空間」の全体化傾向にも、「自生的空間」が従属していく例を見出すことができる。ローカルな自律体への（法的）認識の欠如により、（南の）ローカルな市場が（北の）多国籍企業の政治に従属し、ネオリベラルな市場原理主義（その主要な効果は、貧困の「自生的」増加と需要生産の消耗である）の「発見の文脈」（ハイエク）によって生み出されたグローバルな危機が、ネオケインズ主義の戦争経済（warfare economy）を引き起こしている。<sup>64</sup> 経済と学の組織は、「ニュー・エコノミー」の（フレキシブルで不安定な労働の）要である、「一般的知性」と呼ばれる「生産力」に基本報酬を認めるべきかという大きな問題を抱えている。というのも学は、コミュニケーション、学習、抽象化、記憶、協働そして（自己）反省といった人間がもつ能力のまさに一般的な機能を吸収し配置・展開しているからである。<sup>65</sup> しかし現実には、新しいコミュニケーション・メディア（携帯電話、インターネット、イントラネット）を用いた単独的・集合的自律体によるグローバルな知のたえざる生産は、開発利用および、特定の法構成（知的所有権、工業所有権、新しい「サイバー法」による制限）によって保証・保護された新しい希少性の創造という観点からのみ捉えられている。<sup>66</sup> 古典的な代議制デモクラシーのメカニズムは、それが国民国家のなかで現れ出ようと、国際的あるいは超国家的複合体という現代的なかたちで出現しようと、新しいグローバルな難問を解決する能力など持ち合わせていないにもかかわらず、社会問題とその解決の規定・明確化へのアクセスをいまだ排他的に有していると僭称している。<sup>67</sup> そうしたメカニズムは、「世界市民」が一時的もしくは安定的にどこに位置

づけられようとも、彼らのあいだの自由で自生的な融合や政治的意思決定へ参加する権利を制限する、新たな差別的政  
策を作り出す。<sup>(68)</sup>

このような自生性と変動の吸収に対抗して、マルチチュードのアクチュアルな「結合体」は、グローバルな社会の  
いたるところで「ユートピア」の実現を主張する——「生成的な非システム」のかたちをとり、「正義」という相互性  
の公式に言及<sup>リ、</sup>準拠<sup>ア</sup>することによって。機能的に組織化された自律体（経済、政治、法、学など）、もしくはそれらの  
新しいネットワーク結合がそうした創造性を開発できるのは、「グローバルな正義」を継続的に試みるべく自らの手に  
よつて管理運営された「自生的空間」を切り開いた場合である。彼らはグローバルなマルチチュードを説得し、基準設  
定や意思決定のフォーラムと手続に参加させなければならない。このことが意味しているのは、組織化された法と政治  
的制度が、マルチチュードによつて必然的に生じる規範的社会機能を、グローバルな社会的リスクや環境リスクを減少  
させるための資源として認める必要がある、ということである。制度の脱構築と再構築は、脅威ではなく、チャンス  
である<sup>エクソダス</sup>と見なさなければならない。マルチチュードの脱出の不可避的再生産は、こうしたプロセスの有益な側面とし  
て受け容れる必要がある。運動家<sup>アクティビスト</sup>を顕在的もしくは潜在的な犯罪者として扱うことは、停止されねばならないだろう。  
最後に法に關していえば、大衆に支持された有名な容疑者は、ポジティブな再解釈が必要となる。しばしば嘆かれる、  
永続的な安定性、セキュリティ、信頼性の欠如は、法の規範性<sup>ノルマ</sup>と正常性<sup>リテイ</sup>からの逸脱ではなく、法の自然状態である。法  
のパラメータと法理を「相互性の倫理」に安定的に適応させることによつてはじめて、受け容れ可能な社会的構成体が  
得られる<sup>(69)</sup>だろう。

はたして現在、こうした「啓発的な統治」の可能性はあるのだろうか？ それともこれはたんなる希望的観測にすぎ  
ないのか？ グローバルな規模でいえば、ハートとネグリが論じるように、現代は、「唯一の超大国」が行う現代的統  
治によつて押しつけられた単独行動主義的（あるいは選別的な多国間主義の）秩序の「被害者」であるあらゆる政治

的・経済的力が、ポストモダンの「マグナ・カルタ」<sup>(71)</sup>と同盟を結ぶ時代である。さまざまな「グローバルな貴族階級」の多くは、セキュリティ、新しいグローバルな生産力の活性化、さらにグローバルな人口を交換の巡回へと統合すること——それは、平和状況においてのみ確立されるため、こうした統合を「阻む」戦争状態の終結が目指される——に関心を寄せている。たとえばカンクンWTO閣僚会議において結束を固めた二十二カ国（グループ22）の反保護主義運動のような、新しい同盟はまさにこうした方向を示している。グローバルな社会運動が要求する改革のいくつかは、グローバルな豊かさセキュリティの更新にとつて必要なものである。一方で運動は、こうした「貴族階級」がデモクラシーを目指しているとは考えておらず、たんなるもう一つの「帝國的統制」形態を見出している。他方、グローバルな貴族階級の重要な成員は、単独行動主義（および国家主権に基づく古典的な多国間主義）をグローバルな無秩序の理由と見なし、それに対抗する社会運動の役割を容認する傾向にある。したがって同じ単独行動主義が、グローバルなデモクラシーを発展させる戦略的機会と、それとは異なるグローバルな構成体を作り出しているようである。このことが示しているのは、「ポストナショナルな布置状況」（ハーバース）<sup>(72)</sup>を考えると、グローバルな統治がもつ多様なレベルとネットワークを一方的に統制しようとするいかなる試みも、それがグローバルな「生活世界システム」の複雑性に囚われているかぎり、失敗を運命づけられているということである<sup>(73)</sup>。

自律的な社会的領域とさまざまなレベルのグローバルな統治のあいだのフレキシブルな同盟の徴候は、この節の最初で述べた正義の機能的制限に立ち向かうチャンスをもたらす。パラドクス存在論の教えによると、このような同盟に参加する可能性はコミットメントを作り出すが、しかしそうしたコミットメントは正義の制限を廃止しそのさらなる発展・展開を再び切り開くために、最終的にはいまだ流動化されなければならない。法の役割と規則だけでなく、ナショナルおよびポストナショナルな法的装置と「司法化 (juridifications)」<sup>(74)</sup>にかかわる現行のパラメータをもたえず批判的に再構成することは、こうした過程において重要な機能となるであろう。それゆえ、最後の二節では、ローカルな

正義とグローバルな正義の継続的發展を保証するという課題と取り組むのに、「批判的法」はどのように（自己）組織化されねばならないか、そして「法の関係者」はこれを実行するためにどのように訓練されねばいいのか、という問題を扱うことにしたい。

## 10. ネットワークあるいは千のレベル——法の再組織化

〈運動する法〉は、（国家）主権、（トランスナショナルな）経済的な行為体、マルチチュードの結合体などの新旧形態の代表による「交渉」が行われる場であるさまざまな意思決定機関を作り出す。

ヴェイトヘルター<sup>(74)</sup>の法理論とこの理論を組み込んだ〈運動する法〉は判例法と判事の役割を評価しなおすことにならざるだろう。自律的な社会的領域とそうした領域固有のルールに対する「不公平」な認識と、社会的相互性の観点から見たそれらに対する「公平」なコントロールは、立法役割の縮小と、司法権——それはますます「社会的規範性の感知装置<sup>センサ</sup>」となりつつある——の増大をもたらす。しかしながらこのことが意味しているのは、個々の判例においてたんに利害のバランスを探し求める、ということではない。判例法は明らかに、「社会制度の実験<sup>(75)</sup>」となるということ、つまりそれは、はつきりとあからさまに政治化されるということである。

容易に想像できるように、社会運動のメンバーは、過去に「政治的正義」の犠牲になってきただけに、ただちにこのようなビジョンを見下すかもしれない。こうした経験からすると、法が第七節で論じたような固有の自律的役割を有しており、司法制度は〈運動する法〉のための闘争において先導的立場に立つべきであることを認めるのは困難に思える。このようなビジョンは、政治的意思決定と法廷による社会工学の不当な継承を、つまりまったく異なった意味での

「政治的正義」の継続を促進しているように映るであろう。

この点で、議論はしばしばパラドクスに陥る。というのも、権力の分割という古典的考えの明らかな失敗が批判されながら、もう一方では、判事の役割を純粹に「公式<sup>フョー</sup>形式<sup>マール</sup>」役割へと還元すること——それは、(正義の)「物質的理<sup>リ</sup>由」を考へることなく、立法者の意思を独立して行使することである——を含意する、「司法の自己抑制」が求められているからだ。しかしこうした見解は、それが避けようとしている事柄の再生産をまさに許容している点を考慮に入っていない。一方で、古典的な「政治的正義」は、つねに法の理説や議論展開といった「公式<sup>フョー</sup>形式<sup>マール</sup>」の手段を利用することで、「司法解釈という客観的手段」に基づいた——つまり「常法 (lege artis)」を構成する純粹に法的な決定として——イデオロギー的政治決定を行ってきた。他方、そうした政治的正義は、(正義の) 基礎的な「物質的理<sup>リ</sup>由」から逸れるか、もしくはそうした理由を「より高次」の(緊急) ルールに置き換えるのであった。しかしながらどちらの「異例な事態<sup>アンノマリ</sup>」も、あらゆる司法制度が抱える重要な問題点、つまり社会的正義の潜勢力促進における「物質的」役割に対する認識の欠如を示している。こうした役割を認識するならば、同じような考え方で立法者によって生み出されたあらゆる法的ルールの適用を拒むことにつながるだろう。これこそ(！) 法廷と判事の「独立性」の起源である。このような役割を担うことは、結果的に、ある状況に関して異なった見解を抱く司法システムと行政府とのあいだに真に政治的な闘争をもたらすかもしれない。<sup>(76)</sup>

〈運動する法〉という(非) システムにおける司法制度の役割とは、正義の物質的理由を具体的に明らかにするため、それぞれの判例に対する実践的な法の適用基準を作り出すことにほかならない。この実現には、法の公式<sup>フョー</sup>形式<sup>マール</sup>的立場を「物質化」しなければならない。たとえば、民法に定められた「契約の自由」は、契約当事者の平等な経済力は社会——経済的秩序の基礎となる特質であると謳っている。しかし非対称性という現実<sup>(77)</sup>は法廷を動かし、労働法や消費者保護法などの「特別私法」を通じて、実際の権力関係を補正させた。こうした「物質化」の戦略は、公式<sup>フョー</sup>形式<sup>マール</sup>的法のべー

ルに風穴をあけ、法のリアリティをその基礎にある対称的な条件へと、つまり「より多くの正義」へと適応することであつた。

ここで提起された〈運動する法〉は、一九七〇年代と一九八〇年代になされた物質化をめぐる論争を継承しており、伝統的な形式と実質のあいだの関係を克服している。「手続化 (proceduralization)」とは、システム境界を超えその分野における力の「釣り合い」を考慮に入れながら、ケースに応じて社会的相互性に対する暫定的な基準もしくはコモンを(物質的に)生み出すという宣言にほかならない。「物質的正義」をめぐる問題は、たとえば、ネオリベラルな民営化政策が立法論争をいったん中断し正義の場合へともちこまれた場合、大幅な見直しを迫られることになるだろう。こうした見直しは、公的部門の解体により人口の多く——それは「比較的裕福でない人たち」から数えられねばならない——が社会的正義機能の量的・質的低下を被る場合、ぜひとも必要である。こうしたことは、これまで手軽に入手できた機能(水、食料、住居、健康、年金、通信、エネルギー、輸送、教育)がそうでなくなった場合にもいえる。

したがって〈運動する法〉は、いくつかの手続的権利を決定的に変えることを要求する。それはたとえば、異議申し立てを行う集合的権利の拡張、参画し協議を行う公的権利の導入、証言手続の精緻化、予見された結果ならびにリスクを透明なカタチで法的決定へと包摂すること、さらに、基底的文脈の変化に合わせて最終判決の効力(「先例拘束性の原理 (stare decisis)」)に対して新たな(学習)アプローチを試みる<sup>(76)</sup>こと、などが挙げられる。

オルタナティブな論争を設定する機関や、「利害」のバランスをとるため個々の自律体によつて選択された他の意思決定機関は、その手続が、正義という共通の潜勢力の実現のためのパラメータに基づくかぎり、〈運動する法〉によつて認められる。

いかなる形式的・実質的法概念も、こうした批判的な法構成から排除されることはない。偶発性は新しい基底的「理由<sup>リゾン</sup>合理性」である。企業法 (enterprise law) の例に立ち返ってみよう<sup>(77)</sup>。あるビジネス企業が作られると、その共

同出資者、社員あるいは株主の権利と義務から独立した権利や義務をもつ自律的法秩序が形成される。設立後その企業は、「その創始者からだけでなく、商業活動に関心を寄せるコミュニティ全体からも正統性を獲得する。したがってその企業が有する力は、オーナーのみならず、その目標を達成することに関与するもつと大きな集団からの認可 (concession) にも基づいている」<sup>(80)</sup>。よって、企業組織ならびにその活動が抱えるポストモダンの問題は、私法と公法の区別を放棄させる。ビジネス組織は、ナショナルおよびインターナショナルな経済・政治的文脈のなかで、きわめて大きな力を発揮するようになっていたため、その社会的機能と責任に關してますます厳しい目にさらされている。法は新たな規制戦略を展開し、そうした戦略は、マイクロソフト社が掲げるスローガンである「Your potential. Our passion」のような、会社による公的なイメージの形成を真剣に受けとめる。そしてその企業が、「よき統治」<sup>グッドガバナンス</sup>の一部として、他の自律体の「利害関心」と共通の社会的コンテクストの利害関心を反映しているかどうかを理解するために、法は自己規制型会社の組織ならびに意思決定のしくみを分析する。そのための基準が設定されそして、企業とローカル、地域、ナショナルもしくはトランスナショナルな「コモンの代理機関」の代表——彼らは(自己)規制のプロセスの実行にたえず目を光らせることになっている——とのあいだの交渉のなかでつねに更新<sup>アップデート</sup>される。<sup>(81)</sup>「会社」と対比された「企業」という言葉は、まさにビジネス組織が置かれたより広い機能的文脈のことを指している。「会社法」は伝統的に、共同出資者、社員あるいは株主によって計画された組織設立とその活動に対して言及しているが、現代の「企業法」は、法人と有限責任という対を成す特権は、前節で述べた株主<sup>スチュワード</sup>以外の利害関係者(債権者、被雇用者、地元地域団体、環境保護団体、共通利害もつ他の代表者)による意思決定への参加権をさらに強化することによってバランスをとらねばならない、と定めている。この要請を実現するには、そうした利害関心の包摂に關して手続上の責任をフレキシブルに割り当てる構成体を作り出すという義務を企業が負わねばならない。<sup>(82)</sup>

刑事事件の扱については、さきの犯罪規範の一般的な「正義のテスト」を超えて、被告人の心理—身体的・社会的

「個人史」<sup>バイオグラフィ</sup>、想定される刑事犯罪の複雑な社会—政治的環境、刑の宣告が与える個人的・社会的効果、処罰見直しにつながるかもしれない勾留者の人格発達などを考慮に入れなければならないだろう。こうした扱いは、「あらゆる反対意見にもかかわらず」<sup>(83)</sup>、刑法の存在理由とその意義・帰結をめぐる論争——それはこの法的「部門」設立当初から行われており、一九七〇年代に「絶頂」を迎えた——の継続につながるだろう。

法を通じて社会的自律性、相互性そして変動を継続的に生み出すことは、「司法では」法廷へ訴える機会がつねにだがが訴訟をおこすか、原告団が組織される場合にかぎられるため、立法の分野で一般的な「姿勢」とならなければならない。立法は、支えとなる「統一」<sup>ユニティ</sup>が消え去ったため、規範的基準を一般化する機能を喪失した。それゆえ個々の事例を調整することが、法制定のたえざる修正と同じくらい「普通」に見られる事態となった。法に関して助言を与える西欧人は、東欧やその他の地域の体制移行諸国に現れて、法制定の安定性と連続性の考えに基づく立法化の「理論」と「法的推論および法的文書作成」という伝統的なパッケージを売り込んでいる。しかし奇妙なことに、増大する社会の複雑性とそれに応じて社会正義を求める声のために、彼らの本国での立法化においてはつねに従わねばならない絶え間ない変遷 (permanent transition) は無視されている。今日こうした変遷は、さきの「ネットワーク」や政治・法的構成体と意思決定からなる、相互に結びついた必ずしも階層的でない「多層システム」へとつながっている。そこには、ヨーロッパ連合、法制定や司法権といったレベルのみならず、統治機関を援助する専門家集団と代表者会議といった他の「フォーラム」によつてなされる基準設定、あるいは自律的組織の自己統制も含まれている。<sup>(84)</sup> ドウルーズとガタリの「千のプラトー」は〈運動する法〉の産出のなかにもう一つの表現を見出したようだ。<sup>(85)</sup>

## 11. 法教育——ノミのサーカスから運動する法律家へ

ここまでの議論を踏まえると、〈運動する法〉の課題は以下のようになる。

- ① 最大多数の特異性にとつて正義を増大させるため、政治的・法的変遷プロセスの永続性を保証すること。
- ② コモンの産出をめぐり競い合う概念の衝突と交渉のための「コンフリクト・カルチャー」を作り出すこと。
- ③ こうしたプログラム実現のための手続と場所あるいは「法的権限のあるフォーラム」を提供すること。

そうすることにおいてのみ、社会構成と相互性にとつて可能なあらゆるアプローチが交渉により実現するチャンスが生まれる。これが「正義」のポストモダンの表れであるとするれば、どのようにして「このメッセージを伝え」それを法教育へと組み込むができるだろうか？ 完全雇用がはつきりと「フレキシビリティ」に取って代われ（これは大学にも当てはまる）、社会運動が、伝統的な労働概念の衰退に満足するどころか、<sup>(86)</sup>「柔軟な保障」フレックスセキリティを勝ち取るため労働法パラメータの再調整を求めて闘っているいま、ここで説明してきた〈運動する法〉の教訓を法学者が教え、法を学ぶ者がそれを学習する機会が訪れたのかもしれない。公的な法教育改革を行う政治的組織が、多くのヨーロッパ諸国で危機に瀕しているものなら不思議ではない。恒常的学習が求められる法基準（および知の生産）の流動化という現実と、恒常的学習でさえ競争に勝つ保証にはならないとの見込みは、さらなる正義の探求、単独的・集合的「潜勢力」の再発見、そして〈運動する法〉に対する理解を引き起こす可能性がある。このことから、法教育はこれまでつねに「法のための闘争」の主要なシナリオの一つであったし、今日それは社会運動が繰り広げる闘いの一部とならざるをえないことがわかるだろう。いうまでもなく、こうした闘いは教育システム全体において生じており、そこでは大衆のための「最

小限の教育」か（経済的）「富裕層」のための「引き出し権」かという、誤った（ネオリベラルの）オルタナティブが批判対象とされねばならない。

法教育との関連でいえば、法における「ノミのサーカス」<sup>(87)</sup>のポストモダンの再現を避けることが重要である。いたるところで不断の学習と基準の流動化が指摘されることにより、学生たちの頭は、法構成の隠れた理由<sup>レ</sup>||<sup>ズ</sup>理性としての「正義」への言及<sup>リ</sup>||<sup>ツ</sup>準拠を教わることなく、大量の法の（判例）知識で満たされている。

この意味で、いわゆる体制移行諸国の法教育には「低い点数」をつけざるをえない。政府の期待と国際的な金融組織のハードなスケジュールに合わせるため、当地の法の専門家がたくさん法律を生み出すのに追われている状況にあつて、法律家が共通の民主的な法文化のなかで「推論と文書作成」を行う際に依拠すべき基準にかかわる問題は、まったくの贅沢品のように思われたのだ。その結果、「心と頭脳なき」法の制定状況が作り出されることになった。東欧候補国のEUへの最初の前加盟段階終わりに（一九九八年ごろ）、EU委員会の進捗報告が、そうした国の法関係者は法によつて作り出されたものに対する理解を欠いていることを強調しているのは、けつして偶然ではない。しかし、新しい法分野における知識の欠如は問題の一面にすぎない。他のより大きな問題は、西欧の法システムにおける「千のプラトール」的構造を写し取ろうとしている、新しい規制の背後にある「理由||<sup>ズ</sup>理性」に対する理解が欠落していることであつた。こうした理解があつてはじめて、その地域のいわゆる持続可能性、つまり「正義」という社会的ニーズの観点から当地の法の専門家が「システム」を扱い未来を決定する可能性がでてくるのだが、いまや表面化してきた。EUが、第二次前加盟段階のために法教育ならびに司法訓練のプロジェクトを多層化しているのも十分うなずけることである。また、西バルカンの新しい候補国が結んだ新しいタイプの連合協定である、安定化および連合に関する協定（Stabilization and Association Agreements）——これは二〇〇一年にマケドニアとクロアチアによつて結ばれた——が、当初から法部門における「人的資源（human resources）の開発」を主張し続けているのもなんら不思議ではない。<sup>(88)</sup>

しかし、純粹に機能的なアプローチを超えて〈運動する法〉の要求を受け容れるには、グローバルな（！）法教育は、何よりも、古くからいわれる「円を四角にする」ような「パラドキシカルな事件」として認識されねばならない。<sup>(89)</sup> 一方で学生たちは、これまで「衝突と矛盾」を明確にしそれを解決してきた、抽象的な学説上の概念や方法を学ばねばならない。他方で彼らは、不断の「セカンド・オーダーの観察」<sup>(90)</sup>という方法を学習しなければならない。こうした観察により、規範と事実を扱うべく所与の基準効力が一時的に停止され、それぞれの文脈に応じた相互性とコモンに関する自律的で正義に適った規定を開発するために、すでに述べたさまざまな社会理論を用いながら、問題となつている規制的文脈の分析が可能となる。<sup>(91)</sup> 当事者にとつての「自由の様相」を明確にし、決定の意義・帰結に対する観察——こうした観察は、当事者（の一人）が申し立てた説得力のある文脈変更により判例の改定につながる可能性がある——をまとめあげる法的な「実行可能性に関する研究（feasibility studies）」を行わなければならない。このような理論に導かれた重要な社会的文脈に関する調査とこれに対応した法的・政治的判断の訓練は、伝統的な権威主義的法思想がこれまでつねに避けようとしてきたことである。「法律家は自らの方法をもたねばならない。しかしそうした方法を自由に扱ってはならない」（E・フォレストホフ）。このことは、社会がどのように組織されるかにかかわる決定は、他のところで行われなければならない、法律家は自らの「方法」を自律的に用いて干渉することなく、こうしたプログラムをたんに学習し実行に移せばよい、ということの意味する。

われわれはここで、「規範と事実」のあいだの法律家による働きについて異なつた見解を示した。すなわち、法律家は社会現象に対する自らのアプローチを開発し、それらを専門家による議論展開を通じて規範的基準へと翻訳しなければならぬ。こうした特別な要求と方法こそが、法がたんに政治や経済あるいはそれ以外のものとして機能しないことを保証する。さらにまたそれは、社会的相互性を明確にし、人格的・社会的潜在力と正義の暫定的実現という観点から、社会的行動や組織が適法／違法であると宣言する、そうした固有のプログラムを法が作り出すことを保証する。

社会運動は、こうした〈運動する法〉のための闘争が行わなければならない闘いの一部であることを、これまで以上に認識している。潜勢力と正義の実現を目指す創造的な闘争においてなされた決定は、いかなる場合であれ、基本的に不適切で非決定的なものにとどまるとの認識が、不可避的に不断の（自己）再構成をもたらす。こうしたパラドクスに対する態度はときに困難を作り出すかもしれない。しかしそれは運動にとつて貴重な要素であり続ける。なぜなら、このように基本的な不適切性と非決定性をたえず認識することこそが、（他の／よりよい）（諸）世界を可能にし続けているのだから。<sup>(92)</sup>

## 注

(i) 原文においてイタリックで表された語および文には傍点を付し、大文字で記されている語には〈 〉をつけた。また、〔 〕は訳者による補足である。

\* ヨーロッパ大学院 (European University Institute, Florence) にてPh.D取得。現在、「体制移行」および「発展」諸国における法改革プロジェクトの上級法務顧問兼チームリーダー。E-mail: michlecher@yahoo.com。本稿を、ルドルフ・ヴィートヘルター（フランクフルト大学）の七五歳の誕生日に捧げる。また、草稿を読み有益なコメントをしてくれ、さらにその刊行に尽力してくれたジャネット・ダイン（ロンドン大学）に感謝したい。

- (1) この論争に関しては、J. Dine, *The Governance of Corporate Group*, Cambridge: Cambridge University Press, 2000を参照。
- (2) こうしたことを行う「古典的」政治戦略は、システムの「現行の」区別が、それに取って代わるべく出現した区別（「真



- Die Soziologie und der Mensch*, Opladen: Westdeutscher Verlag, 1985, p.229-236を参照。Teubner, op. cit.に引用されたもの。
- (9) 人権の実現に寄与し適応する社会制度の「義務」と、南側諸国での人権実現の回避に加盟していることを不可視化する「グローバルな北側社会の「ダブルスタンダード」(道徳的偏向)にすぎない」J. Dine, *Companies, International Trade, and Human Rights*, Cambridge: Cambridge University Press, 2005; T. Pogge, *World Poverty and Human Rights*, Oxford: Polity Press in association with Blackwell, 2002を参照。
- (10) J. Clam, Die Grundparadoxie des Rechts und ihre Ausfaltung: Beitrag zu einer Analytik des Paradoxien, in G. Teubner (ed.), *Die Rückgabe des zwölften Kamels: Niklas Luhmann in der Diskussion über Gerechtigkeit*, Stuttgart, 2000, p.109-143を参照。
- (11) M. Blecher, *Zu einer Ethik der Selbstreferenz*, Berlin: Duncker & Humblot, 1991を参照。
- (12) この点については M. Hardt and A. Negri, *Empire*, Cambridge: Harvard University Press, 2000 [A・ネグリ、M・ハート著 水嶋一憲・酒井隆史・浜邦彦・吉田俊実訳『〈帝国〉』以文社二〇〇三] および *Multitude—War and Democracy in the Age of Empire*, New York: Penguin Books, 2004 [A・ネグリ、M・ハート著 幾島幸子訳 水嶋一憲・市田良彦監修『マルチチュール 上・下』日本放送出版協会二〇〇五]を参照。
- (13) この点については J. Dine, op. cit.を参照。
- (14) この点については R. Wiehöfer, Recht-Fertigungen eines Gesellschafts-Rechts, in C. Joerges and G. Teubner (eds.), *Rechtsverfassungsrecht*, Baden Baden: Nomos, 2003, p.13 et seq.を参照。
- (15) この点については G. Teubner, op. cit., p.36 et seq.を参照。
- (16) この点については 注11およびBlecher, *Zu einer Ethik der Selbstreferenz*, p.199-210を参照。「個人に分割不可能なもの(Individual differences)」というパラドクスは「個人に分割不可能なもの」という言葉が不適切であることを強調するために選ばれた。一人の人間の自由は「分割可能な (dividual) もしくは単一でない自己——それは特定のしばしば矛盾する差異によって特徴づけられる——として自らを発展させる点にある。
- (17) G. Teubner, Ökonomie der Gabe—Positivität der Gerechtigkeit: Gegenseitige Heimsuchungen von System und différance, in A. Koschorke, C. Vismann (eds.), *System-Macht-Kultur. Problem der Systemtheorie*, Berlin: Akademie, 1999, p.199-212を参照。この英語版は ‘Economics of Gift—Positivity of Justice: The Mutual Paranoia of Jacques Derrida and Niklas Luhmann, in

*Theory, Culture, and Society*, 18, 2001, p.29-47.

- (18) G. Teubner op. cit. in note 7, p.37を参照。
- (19) 社会運動の観点からの新しいあるいは再活性化した協働形態については、F. Berardi (Bifo), *Il sapiente, il mercante, il guerriero. Dal rifiuto del lavoro, all'emergere del cognitarato*, Roma: DeriveApprodi, 2004, p.194を参照。オルタナティブ・エコノミーに関するフュニヒバスの見解については、Genevieve Vaughan, *Gift Giving as a Basis for Alternative Economic Models*, in *Greenpepper Magazine, Life beyond the Market*, Amsterdam.: Knust Extrapool, 2004, p.34を参照。
- (20) Teubner op. cit. in note 7, p.37 et seq.を参照。
- (21) 世論の「神秘化」と「統制」については、Hardt and Negri, *Multitude*, op. cit. in note 12, p.245 et seq.を参照。
- (22) このことば「キャンプ」の仕合せについては、Zygmunt Baumann, *Liquid Love, On the Frailty of Human Bonds*, Oxford: Polity Press, Cambridge and Blackwell Publishing Ltd., 2003を参照。
- (23) これはハイアラキカルな構成物としてではなく、M・C・エッシャーのパラドクス建築のように理解されたい。G. Deleuze, F. Guattari, *Mille Plateaux. Capitalisme et Schizophrénie*, Paris: Minuit, 1980〔G・ドゥルーズ、F・ガタリ著 宇野 邦一・田中敏彦・小沢秋広訳『千のプラトー』河出書房新社一九九四〕を参照。
- (24) K. H. Ladeur, *Towards a legal theory of supranationality: the viability of the network concept*, *European Law Journal*, 1997, p.33-54を参照。
- (25) フュニヒズム理論の洞察に基づき、ドゥルーズとガタリの思想を徹底化したものとしては、R. Brardotti, *Metamorphoses, Towards a Material Theory of Becoming*, Cambridge UK: Polity Press in association with Blackwell, 2002を参照。
- (26) Wiehöfer, op. cit., p.21を参照。
- (27) ハーバーマスの「討議倫理学」は、この議論にとって重要である。しかし彼の「規範的普遍主義」には、それ自身の偶発性を不可視化する危険性がある。「世界市民のための法」というカントのプロジェクトの継続における国際法改革をめぐる議論については、J. Habermas, *Hat die Konstitutionalisierung des Völkerrechts noch eine Chance?*, in J. Habermas, *Der gespaltene Westen*, Frankfurt: Suhrkamp, 2004, p.113-194を参照。ハーバーマスは、この「世界市民の連帯」は、共通の政治文化や生活形態という「強い」倫理的価値や実践を必要とはしないが、その代わり平和と人権の保護へと限定される。

と述べている (p.141)。こうした立場 (とオルタナティブ) は S. Žižek, *The Trickish Subject*, Verso, 2000 [S・ジジエック著 鈴木俊弘・増田久美子訳『厄介なる主体(一)(二)』青土社二〇〇五—〇七] によりの確に批判されている (イタリア語版 *Il Soggetto Scabroso*, Milano: Raffaello Cortina Editore, 2003, p.279-289 参照)。ジジエックはいかなる「中立的な普遍的內容」も拒否し、自らの「左派普遍主義」の立場を明らかにする。ここでは、排除された人たちの側に立つことが普遍主義の特徴を表している。「それゆえ、われわれがここで述べている普遍主義とは、決定された内容をもつ具体的な普遍主義ではなく、明確な概念——それは状況を特定し、自らが置かれた状況を政治化する特定の主体が被る不公正という形態においてのみ存在する——を欠いた空白の普遍主義である」(ibid., footnote 54)。こうした態度はたしかに、本稿で示そうとしている、パラドクスによる「正義の実現」の一部であるといえる。

(28) Wiehölter, op. cit., p.18を参照。

(29) *Multitude*, op. cit. とりわけ 2-3 (Traces of the Multitude, p.196-208) および 3-3 (Democracy of the Multitude, p.348-359) を参照。「逆説的にも、コモンは生—政治的生産の両極に現れる。それは生産の最終産物であると同時に、その前提条件でもある」(p.348)。ハート—ネグリにとって、(非決定的で基礎的な) コモンの具体的生産は、コミュニケーションという「遂行的行為」によって実現する。類似点があるとはいえ、こうした行為は、ハーバースマスという「討議状況」と混同されてはならない。というのも、後者は、今日の労働関係のもつ新しさが、「道具的理性」を超え、共通の「生活世界システム」(ヴィートヘルター) を作り出す、コモンのコミュニケーションによる生産のうちに包括される点を反映していないからだ。「ポストフォーダイズムと生産の非物質的パラダイムは、遂行性やコミュニケーション、協同を中心的な特質としている」(p.200)。コモンは「公共の事柄 (Res Publica) から共同の事柄 (Res Communis) への移行」の結果であり、「私的な」と (the private) から公的なこと (the public) から」分かれている。「コモンはあらかじめ構成された存在でも、国家共同体の副産物である有機的実体でもない。それはマルチチュードの内部における特異性の生産的活動である。(……) 一般的あるいは公的なことはすべて、マルチチュードにより管理運営されるために、再領有されコモンとならねばならない」(p.206)。

(30) Hardt and Negri, *Multitude*, op. cit., Preface, p.xiiiを参照。

(31) ハートとネグリは、「ジルベール・シモンドンにより導入された」「特異性」という言葉で、「オルタナティブ」を目指す

- 「個人」と社会集団もしくは組織をとくに包括している。
- (32) Teubner, op. cit., in note 7, p.44を参照。
- (33) Hardt and Negri, *Multitude*, op. cit., Preface, p.xivを参照。
- (34) このことから、フーコーの権力と生—政治に関する見解の適切性が確認できるだろう。R. Esposito, *Bios, Biopolitics and Philosophy*, Turin: Einaudi, 2004を参照。「権力は、最終結果でない弁証法のなかで、自らを測定する比較・対照の観点を必要としている。それは、あたかも権力が、自己強化のため、たえず自らを分割し自らと対決しなければならぬかのようである」(p.32)。
- (35) Hardt and Negri, *Multitude*, op. cit., p.340を参照。
- (36) あるいはこうした形態がその実行と一致することを人は期待するであろう。しかしそうなると、オルタナティブな言説からあらゆる連続性が奪われてしまうことになる。それゆえハートとネグリは、「しかしながら、マルチチュードという政治的プロジェクトは、(……) 現代の現実的状况に立ち向かう方途を探らなければならない」(Ibid., p.352)と主張する。二人は、M・ウェーバー以来こうした状況はつねに「合理化」という現代的な状態を意味してきたことを認める(p.251)。ハートとネグリにとって脱構築と再構築を結合させる政治的プロジェクトは、(再構築された) コモンの権力を通じた国家権力の破壊というレーニンのプロジェクトを、(連邦) 民主制社会というマジソンのプロジェクトと調和させなければならぬ。新しい「合理化」の形態は、「社会生活をつねに生産・再生産するコミュニケーションと協働を通じたネットワーク」(p.355)にある。
- (37) NGOに対する鋭い批判としては、二〇〇四年八月一六日にサンフランシスコで行われたアメリカ社会学会(American Sociological Association) 第九九回大会における発表A. Roy, *Public Power in the Age of Empire*を参照。なおこの発表はインターネットで読める。
- (38) こうしたパラドクスの背景は、主体||臣下(subject)という古いヨーロッパの概念に反映されていた。この概念は、心理—社会的「基体(substrate)」と「従属させられたもの(the subjected)」のあいだを同時に揺れ動いている(この両義性については、R. Esposito, op. cit., p.29を参照)。主体の概念は、マルチチュードの変化する「特異性」とそのネットワーク変異によって脱構築された。したがって新しい論理的・歴史的主体を探し求めても無駄であろう。しかしながら、脱構築

と再構築のパラドキシカルな原因と結果はまた、そうした多様な「特異性」とその「意思」——それは、伝統的な「主体」がもつ「意思」の遺産のようにも聞こえる——に影響を与えている。この「遺産」は、「帝国」の内部で成長する生きたオルタナティブ」というマルチチュードの属性によっても示されている。だとすれば、(生) 政治組織の現実的権力は特異性を構成し、特異性はそうした権力を維持し、自らの生を(帝国)(のシステム)へと委ねていくように思える。だが実際のところ、特異性に自らを選択的に制限(疎外)させ、最終的には、他者が築き上げそしているいまや特異性自身が再生産している、権力をもった社会—政治的構成体に自らを服従させているのは、(社会的・人格的)「生」のパラドクス・メカニズムにほかならない。しかし、彼らの自己描写が脱構築的に「破壊」されると、特異性は、個人の自由と共同の正義という観点から、自らの「なまの」生を再構築する可能性を含んだ潜勢力とともに「生まれ変わり」、まるでね返るたびに「出発点」に戻る「パンジー・ジャンパー」のように(このメタファーは、R. Braidotti, op. cit. のイタリア語版 fn.24, p.19)において用いられた)、自らが課した「限界」と「戯れる」ようになる。いいかえれば、かつての主体と同様、マルチチュードは(帝国)そのものを成長させ、現代では(帝国)の内部で成長するオルタナティブなのだ!。「生」とは、「危害と癒し」という二つの傾向のあいだを揺れ動くものにほかならない。(法的)主体の歴史につきまとう「疎外」という描写や「意思の歪曲」は、こうした文脈で再構成されねばならない。この点については、伝統的主体の没落のあと生み出された、S・ジジェクの「モンスター」という新しい心理—社会的描写を見られたい(Zizek, op. cit., p.429-437)。ただし、ジジェクが擁護する主体には全体的に男性的含意があり、それが多様な区別のあいだ(—)の無限の変態に抵抗するとき、「反フェミニズムの後退」に陥っている点に注意(Braidotti, op. cit., p.69-75を参照)。さらに、F. Berardi (Bifo), op. cit.における多様な特異性の「認知的不協和」と抑圧に関する記述を参照。この問題は、システムによっては包圍されない「共通に保証されている」と見なされる問題なき背後確信が存在する(J. Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Bd. 2, Frankfurt: Suhrkamp, 1981, p.191 [J・ハーバーマスの「生活世界とシステム」という区別を思い出させる。ハートとネグリは、正し一九八五—八七])とする、ハーバーマスの「生活世界とシステム」という区別を思い出させる。ハートとネグリは、正しくも「生きたオルタナティブ」はつねに(帝国)の「内部」で成長すると認識しているが、それらのあいだの(生活世界とシステムのあいだの)パラドクス結合は、マルチチュードによるコモンの構成にとって不断の挑戦であり続けている。「非物質的生産にかかわる遂行的行為が共通の生によって特徴づけられがちであるという事実は、当然のことながら、われ

われが自由で民主的な社会を実現したことを意味しなぐ」(p.183)。また R. Esposito, op. cit., p.171-215を参照。

- (39) こうした現象については M. Benassy and D. Scavino, *Pour une Nouvelle Raison d'Etat, Puissance et Pouvoir dans la Politique*, Paris: La Découverte, 1997 および H. Arendt, *Sulla violenza*, Ugo Guanda Editore: Parma, 1996 [H. アレント著 山田正行訳 『暴力について』みすず書房二〇〇〇]を参照。

- (40) 「免疫システム」の考え方については N. Luhmann, *Soziale Systeme*, Frankfurt: Suhrkamp, 1984, p.488 et seq. [N・ルーマン著 佐藤勉監訳 『社会システム理論 上・下』恒星社厚生閣一九九二一九五] および *Das Recht der Gesellschaft*, Frankfurt: Suhrkamp 1993, p.465-468 (英語版は *Law as a Social System*, Oxford: Oxford University Press, 2004) [N・ルーマン著 馬場靖雄・江口厚仁・上村隆広訳 『社会の法(1)(2)』法政大学出版局二〇〇三]を参照。免疫システムは、「自己とその環境のたえざる変化という状況のもと、(人格と社会の)自己再生産を維持しなければならない。そのため、自己描写における矛盾や(認知的)不協和が認められると、システム再生産を保証し続ける能力という観点から、こうした自己描写を維持もしくは変化させる。この意味で、法は社会の主要な「リスク・マネジャー」となっている。明らかにルーマンは、このような免疫システムに「規範的」側面があることを認めていない。システム再生産の攪乱は、「矛盾を認知することなく、環境を知ることなく、それは部分ではないという純然たる区別に基づき、攪乱要因を分析することなく」(*Soziale Systeme*, p.506)扱われる。いいかえればルーマンは、自己再生産が、「共同かつ厳密に」実現される過剰な可能性の地平を背景にして、自律的な人格と社会の領域を互いに「結合させる」共同の潜勢力に基づいている、とは認識していない。もしこうした相互性が社会構造によつてつねに(再)生産され反省されないなら、生命システムおよび人格と社会の(オートポイエティックな)自己再生産は、まさにこの「免疫」の創造によつて危機にさらされることになるだろう(たとえば、環境破壊や終わることのない戦争)。それゆえ、オートポイエティックな構成論理が有す規範的側面を理解していないこと、まさにこの点が主要な社会的「リスク」となる。「免疫のパラダイム」についての深遠な分析と、近代的な免疫機能がもつ自己破壊的傾向、つまり「死」政治 (*tanatopolitics*)」を回避する可能性については、R. Esposito, op. cit. in note 34を参照。
- (41) これは、われわれの世界を純粋な市場合理性の全体性に従わせる現代的傾向を描いたシナリオに似ている。Z. Baumann, op. cit.を参照。こうした全体性により、人々はあらゆる種類の社会的紐帯と境界を加速度的に消費＝消耗 (*consumption*) するようになる。

(42) Luhmann, *Soziale Systeme*, p.541を参照

(43) R. Wietöhter, op. cit. in note 14, p.20を参照。

(44) ハートとネグリの「先入見」は、「コミュニケーションによってコモン（および政治と経済）を生み出す際の基礎とされる協働にもつばら着目している点にある。彼らの理論の「起源」はマキアヴェリとスピノザの著作にあるにもかかわらず、特異性間のコンフリクトはこの協働へと従属させられているように思える（F. D. Lucchese, *Tumulti e Indignato, Confitto, Diritto, e Multitudine in Macchiavelli e Spinoza*, Edizioni Ghblij, Milan 2004, p.141を参照）。本稿で示される見解（第五節を参照）からすると、協働とコンフリクトは同じコインの両面であり、それらの関係の規定はつねに偶発的である。このことが意味するのは、法は自律的に生み出された諸規範およびそれらの関係を承認することに自らを限定しえない、ということである。相互性あるいはコモンはつねに、協働とコンフリクトを通して、そして法のサポートを受けながら、「産出」されなければならない。一方、ハートとネグリはコモンの産出に依拠している（注29参照）。しかしそうした産出が、事実上の遂行的なコミュニケーションを超え、いかにしてどのような基準に従いなされるのかは、判然としないままである。それゆえ、すでにスピノザのなかに現れていた、相互性の非超越論的・非主権的産出という問題は残り続ける。

労働という概念の再生産についていえば、ハートとネグリは正しくも、相互作用に基づく生産形態が一般化することで、ついに「生そのもの」が生産の主要な手段となったと主張している。こうした主張を行うことで彼らは、マルクスにより導入されアドルノとホルクハイマーがさらに展開した「実質的包摂 (real subsumption)」という概念の遺産を引き継いでいる。しかしながらフリーコーから学んだハートとネグリは、「コモンの生—政治的産産」は資本制経済を通じたその選択的領有を超えており、それぞれの領有行為によって自らを「生きたオルタナティブ」として再生産しているという意味で、この概念がもつパラドキシカルな基礎を正確に認識している。たしかにこのことはまだ「労働」と呼ぶことができる (Mullnde, op. cit. in note 12を参照)。しかし「あらゆること」が労働なら、労働以上のものは「何も無い」ことになってしまう。このことは、労働と資本の区別が先導的な批判的<sup>クリティカル</sup>重大な<sup>カン</sup>区別として、その機能を喪失したことを意味する。残されているのは（資本制）経済である。そこではある経済主体が、他の自律的領域と「共同で (in common)」生み出した富の価値を選択的に吸い上げる状態が維持されている。このことが意味しているのは、資本と労働との闘争において、資本が最終闘争に勝利したということではない。そうではなく、それが意味するのは、自律／非自律という区別がいまや先導

的な批判的＝重大な区別になったということであり、また領有という資本制経済の問題が、自律性を吸収しコモンと相互性——それらは(あらゆる)他の単独の自律体とともに生み出されたものである——を腐敗させる問題として(再)出現しているということがある。

(45) 第五節を参照。

(46) Wiehöfeler, op. cit., p.18 ㉔㉕; Teubner, op. cit. in note 7, p.35を参照。

(47) R. Wiehöfeler, Zur Argumentation im Recht: Entscheidungsfolgen als Rechtsgründe?, in G. Teubner (ed.), *Entscheidungsfolgen als Rechtsgründe: Folgenorientiertes Argumentieren in rechtsvergleichender Sicht*, Baden Baden: Nomos, p.89-120, p.119 ㉔㉕; Wiehöfeler, *Recht-Fertigungen...*, op.cit., p.21を参照。ヴァイトヘルターは、自らのアプローチを明確にする際、「批判的法(critical law)」という言葉を使っている。われわれは、法のもつ動的でシステム超越的な側面と、法の社会運動との親和性を強調するため、「運動する法」という表現を使いたい。こうした「先入見」は、おそらくR・ヴァイテルターの「批判的法」には共有されていないであろう。彼が考慮に入れている唯一の批判的社会理論は、ハーバーマスの「討議理論」である。この理論には他の批判的アプローチに比べ、固有の(「普遍主義的」)先入見がある(ハートとネグリの理論に対するハーバーマスの簡略な見解としては、*Hat die Konstitutionalisierung...*, op. cit. in note 27, p.185を参照)。ヴァイトヘルターのアプローチは、ある種の「共感」にもかかわらず、ハーバーマスの理論を超え出ている。しかしながら彼は、社会変容にかかわる他の「主要」な(ポスト・マルクス主義やポストコロニアルなどの)アプローチについては明示的に言及しておらず、また新旧の(国家)主権形態やトランスナショナルな経済プレイヤーを除き、ポストモダンのグローバルな(無)秩序における社会運動の新しい役割についてもふれていない(Hardt and Negri, op. cit. in note 12とG. C. Spivak, *A Critique of Postcolonial Reason*, Cambridge: Harvard University Press [G. C. スピヴァク著 上村忠男・本橋哲也訳『ポストコロニアル理性批判』月曜社二〇〇三]を参照)。ヴァイトヘルターは、「基本的なコミュニケーションの経験」が「運動、変化、癒し」をもたらすと認識している。しかし彼の概念がもつ社会運動との親和性に基づくこうした広範な言及では、問題は特定化されないうままである。ヴァイトヘルターはおそらく、新しい構成的「モンスター」に対する主要な防衛装置である運動の自己変容能力をあまり信頼していないのだろう(前節参照)。しかしそうすると、「西洋的改革主義」が「批判的法」の「先入見」となり、このことは、グローバルな人口の大部分に、事実上、彼らの状況を変化させる機会を与えない

いことになる。これに対して「運動する法」は、社会変容の形態に関していかなる先入見も持ち合わせていない。今日の社会変容は、「革命」という形態をとることは少なく、さまざまな抗議形態や構成的な「オルタナティブを示す介入」——それは明らかに「改革」も含んでいる——のなかで起る。

- (48) ハートとネグリは『帝国』ではこうした立場をとっていた (*Empire*, op. cit. in note 12, p.8 et seq.)。しかし『マルチチュード』においてハートとネグリの法に対する見方は変わった。それは、彼らがトイプナーやヴェイトヘルターの法への「ポストシステム論」的アプローチを、「特異性のあいだのたえず自由で開かれた相互作用」を通して共通規範をコミュニケーションにより生み出すことを目指す、「特異性と共同性に基づく現代法理論の最善例」と認識したからである (p.205, footnote 125 参照)。いまや、「法の問題はもはや権力の行使とだけ結びついているのではない」。なぜなら実際の局面において法は、「強化された規範的結果としてではなく」、「それが多くの特異性によって組織されたネットワークにより結ばれた社会関係を構成する「過程として現れ」、そのことにより法は「構成的要素を取り戻す」からである (p.207 et seq.)。

- (49) Wiehöfer, *Recht-Fertigungen*, op. cit. in note 14, p.17を参照。

- (50) Teubner, *Globale Zivilverfassungen: Alternativen zur staatszentrierten Verfassungstheorie*, in *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, 63, 2003, p.1-28 (p.26) を参照。この英語版は『Societal Constitutionalism: Alternatives to State-centered Constitutional Theory? (Storrs Lectures 2003/04, Yale Law School) in C. Joerges, I.-J. Sand and G. Teubner (eds.), *Constitutionalism and Transnational Governance*, London: Hart, 2004, p.3-28.

- (51) トイプナーによれば、政治システムは、一方で政党や国家行政といったフォーマルに組織化された部門と、他方で選挙民や利益団体、世論などから成る「自生的」部門との区別を導入しなければならない。Teubner, *ibid.* 参照。

- (52) 富裕国の経済にとつてのいわゆる違法移民のように。

- (53) これは、「自生的」マルチチュードの集団がもはやその政治的計算にかなわなくなると、進歩派の政党もまた採用したがる方法である。

- (54) トイプナーは二〇〇三年の論考 *Dealing with Paradoxes of Law* (Teubner, op. cit. in note 12) において、組織化された空間と自生的空間の区別を破棄し、代わりに、システムによる社会的機能——法、経済、政治、学など——の扱いと、自律的領域のネットワークによるこうした主題の横断的な扱いを認め、そのような領域の「新しいプライバシー」は、法によつ

て規定された新しい「規範的相互性」を通じて連結されねばならない、と論じている。これは少なくとも、ヴィートヘルターの「生成的な非システム」概念の部分的継承であるといえよう (ibid., p.43 et seq. を参照)。実際、ハートとネグリはトイプナーの最近の法理論における変化を、「ポストシステム論的」と呼んでいる (Muthide, op. cit. in note 12, p.204)。おそらくルーマンなら、新たなより複雑な状況に組織とプログラムを適応させるために、システムは「学習」し内的分化を活用すると述べたであろう。システム論の観点からすると、多くの社会理論が(ウェーバー的な)「合理化」の最終形態あるいは社会形態学の新しいパラダイム (M. Castells, *The Rise of the Network Society*, Oxford: Blackwell, 1996) として称揚する自律的領域の有名なネットワークは、こうしたシステムの(一)分化であるように見える。この新しいパラダイムにより、現行制度の統合機能はより複雑なグローバルなシナリオ——これは社会運動によって行使される変動へのプレッシャーのため、これまでのメカニズムによつては統治できない——に適応できるとされる。社会の「多様性における統一」(unitas multiplex) 形態と問題をめぐるトイプナーの重要な論考は、ほぼ二十年間にわたりシステム理論を適応してきたため、彼のネットワーク・アプローチは、ポストシステム論というより、ネオシステム論の最も発展した形態として現れている。社会運動と〈運動する法〉はあらゆる固定的な形態学的構造の変容を試みる。その形態学的原理は「変態」(R. Bradiotti, op. cit. in note 25) である。そうした運動が今日、個々の結び目が行使するあらゆる支配に攻撃をしかけるネットワーク概念と「戯れ」ているという事実があるにせよ、ネットの統合機能に「より公平な」リンクを対峙し、ネットが開かれ続けることを主張するという点でそうなのである。

(55) トイプナーはこのことを期待している。Teubner, op. cit. in note 50 参照。

(56) 二つの神話については J. Dine, *Using Companies to Oppress the Poor*, in J. Dine and A. Fagan (eds.), *Human Rights and Capitalism*, London: Edward Elgar, 2006, p.5 et seq., p.18 et seq. を参照。

(57) 企業の「憲法化 (constitutionalization)」については G. トイプナーの論考を参照。たとえば G. Teubner, *Hybrid Laws: Constitutionalizing Private Governance Networks*, in R. Kagan and K. Winston (eds.), *Legality and Community: On the Intellectual Legacy of Philip Selznick*, Berkeley: Berkeley Public Policy Press, 2002, p.311-331

(58) 市場社会全体を横断する「利害のコンフリクト」については G. Rossi, *Il conflitto epidemico*, Milano: Adelphi 2003 を、所有権概念の変化については J. Dine, op.cit. in note 56 を参照。

- (5) T. Pogge, op. cit., in note 9 を参照。
- (6) M. Freeman, Beyond Capitalism and Socialism, in J. Dine and A. Fagan (eds.), *Human Rights and Capitalism*, London: Edward Elgar, 2006, p.68-69 を参照。
- (7) S. Michalowski, Argentina's External Debt — Some Legal Considerations, in J. Dine and A. Fagan (eds.), *Human Rights and Capitalism*, London: Edward Elgar, 2006 を参照。
- (8) F. Brennan, Time for a Change: Reforming WTO Trading Rules to Take Account of Reparations, in J. Dine and A. Fagan (eds.), *Human Rights and Capitalism*, London: Edward Elgar, 2006 を参照。
- (9) J. Dine, op. cit., in note 9 を参照。 Multinational Companies and the Allocation of Risk in International Investment Treaties, manuscript, London, 2005 を参照。
- (10) C. Marazzi, *Capitale e Linguaggio: dalla new economy all'economia di Guerra* (*Capital & Language: From new economy to war economy*), Milano: Derivi & Approdi, 2002 を参照。ネオリベラル政策が依拠する、権威主義的あるいは全体主義的な制度的保証を早く認められた論者として、Carl Schmitt, *Gesunde Wirtschaft im starken Staat*, Schriften des Langman-Vereins, 1932 を参照。
- (11) P. Virno, op. cit., in note 2 を参照。
- (12) G. トイプナーは「市民憲法」を打ち立てるにつれて、こうした制限に対処する試みを展開しようとする (Teubner, op. cit., in note 50)。
- (13) U. Beck, *Macht und Gegenmacht im globalen Zeitalter*, Frankfurt: Suhrkamp, 2002 [D. ベック著 島村賢一訳『ナショナルリズムの超克』NET出版二〇〇八]。D. Zolo, op. cit., in note 6; J. Habermas, op. cit., in note 27 を参照。
- (14) G. Bronzini, H. Friese, A. Negri, P. Wagner (eds.), *Europa, Costituzione e Movimenti Sociali*, Roma: Manifesto Libri, 2003 に寄せられた諸論考。S. Mezzadra and E. Rigo, L'Europa dei migranti; E. Baribar, L'Europa, una frontiera "impensanta" della democrazia?; A. De Giorgi, L'Europa fra stato penale e nuova cittadinanza; M. Plana, L'Europa e l'ossessione della sicurezza を参照。
- (15) 「全体社会が未来を決定に基づくリスクとして理解するならば、法はセキュリティを保証することなく、むしろ「Luhmann,

*Das Recht der Gesellschaft*, op. cit., in note 40, p.561)。もちろんルーマンは、われわれがここで論じている「相互性の倫理」が社会的リスクと環境リスクの減少にとって不可欠である、との見解を受け容れないであろう。ルーマンのリスク論について<sup>14)</sup> *Risk: A Sociological Theory*, Berlin: Walter de Gruyter, 1993を参照。

(70) Hardt and Negri, *Multitude*, op. cit., in note 12, p.320 et seq.を参照。

(71) このような表現を用いることを、とくに批判的な英国読者——おそらく、ここで前近代の「マグナ・カルタ」に言及することに、奇妙な印象をもたれるであろう——に納得していただきたく思う。そうした読者に、ここで言わんとしているのは素朴な継承ではないことを納得してもらうために、一九三〇年の歴史書 (W. C. Sellars and R. C. Yeatman, *1066 and all That — A Memorable History of England comprising all the parts you can remember, including 103 Good Things, 5 Bad Kings and 2 Genuine Dates*, Harmondsworth: Penguin (1930) 1969, p.33 et seq.) のなかで報告された「マグナ・カルタ原典に書かれていた内容」を引用したい。「一、何人も、なんらかの理由がある場合を除き、死にいたらしめられてはならない(一般民衆は除く)。二、だれもが自由であるべきである(一般民衆は除く)。三、あらゆる事柄は、国土においてはどこでも、同一の重要性と尺度をもつものとして扱われるべきである(一般民衆は除く)。四、法廷は、国じゅうに王の位格 (King's Person) として知られるやつかいで古めかしい公的存在に従うことなく、不変・一定でなければならぬ。五、何人も、完全な破産状態に対して、罰金を科されてはならない(王の位格は除く)。六、バロンは、理解を示す他のバロンが特別陪審員になる場合を除き、裁判にかけられない。このようにマグナ・カルタは、イングランドにおけるデモクラシーの主要な理想であり、(一般民衆を除く)すべての人にとってよきものであった」。

(72) 「これは多国籍企業や超国家的制度、他の支配的な国民国家、それに強力な非国家的行為体である」(Hardt and Negri, *Multitude*, op. cit. in note 12, p.320)。

(73) 「自らを維持するために〈帝国〉は、コントロールの中心部を孤立させず、またその外側のいかなる土地も生産力も排除しない、権力のネットワーク形態を作り出さねばならぬ」(Hardt and Negri, *Multitude*, p.342)。

(74) それが国家に雇われた判事であっても、政党に選ばれた判事であっても。Teubner, op. cit., in note 7, p.42 et seq.を参照。

(75) *Ibid.*

(76) このことに関連して、近年イタリアのベルルスコーニ首相が、彼もしくは彼の支持者が関与した、あるいは彼の政府が制

- 定した法律の合憲性が法廷によって疑われた刑事事件に関して、「偏った」司法システムを批判したことは注目に値しよう。こうした論争のあと、ベルルスコーニ内閣は、戦後イタリアの司法権が受けた最も鋭い「改革」を発動した。これらの改革とその政治的背景については、S. Stuth, *Macht gegen Recht — Berlusconi gegen die italienische Justiz*, in *Kritische Justiz*, 2003, p.256-273を参照。また英国のヘルマーシユ刑務所における勾留者に関してくだした上院決定に際し、ホフマン卿はこう述べている。「社会に危険をもたらすのはテロリズムの脅威ではなく、(……) 特別国家安全保障法である」。注意：司法システムは、それがここでいう「物質的」パラメータに（もはや）従わないならば、確実に改革されねばならない。
- (77) Wiehölter, *Materialization and Proceduralization in Modern Law and Proceduralization of the Category of Law*, in C. Joerges and D. Trubek (eds.), *Critical Legal Thought: An American-German Debate*, Baden Baden, 1989, p.516を参照。
- (78) Teubner, *op. cit.*, in note 7, p.43を参照。
- (79) ここには、企業法改革を成功させるためには、支配的な法の市場構造を改革しなければならない、との意識が保持されている。前節の議論を見られたい。
- (80) この「二重の認可理論 (dual concession theory)」は、「企業のライフサイクルのあらゆる段階で創始者と株主の役割を重視する古典的な「契約理論」とは対照的である」。J. Dine, *op. cit.*, in note 1, p.27を参照。
- (81) こうした「強要されたあるいは方向づけられた自己規制」のメカニズムについては、J. Dine, *op. cit.*, in note 9, p.21を参照。また、会社の安全基準、持続可能な環境の管理運営、人権尊重などをめぐりEUで行われた、「会社が担う社会責任」にかかわる論争も参照。しかしながらEUは、その実現に向けた計画を組むことを企業に強いてはいない。EU Commission Green Paper, “Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility,” COM 2001, 366 final, Brussels, 18.07.2001を参照。
- (82) 現代の企業グループの法的扱いについては、Teubner, *op. cit.*, in note 57を参照。ドイツ語版要約にはこうある。「企業ネットワーク (バーチャル企業、インターネット、エクストラネット、フランチャイジング・ネット、ジャスト・イン・タイム方式による契約、アウトソーシング) の急増により、私法は、契約法や集団法の発展によって反応すべきか、あるいはどう反応すべきかという問題に直面している。本稿は、ネットワーク要素と、契約法と組織法のハイブリッドな結合を区別することでもたらされる、法的意義・帰結について考察する。ハイブリッド・ネットワークは、契約と組織を超えた私

法によって構成されねばならない。契約法は、ネットワーク内部の会社が負う法的義務の増加を通じて適用され、不法行為法は、ネットワークと結び目のあいだの二重割り当てと責任分有を通じて適用され、組織法は、脱中心化された部門の再帰的自律に対する法的保証によって適用される」。トイプナーの区別を、コミュニケーション、組織、統制に対する責任／責務の観点から統合をはかる法的リスク・マネジメントのアプローチとしては、J. Dine, op. cit. in note 56を参照。

(83) ここでの「反対意見」とは、予防戦争時に一般に広まる誇大妄想が、予防的刑事司法の増大——これは、社会運動によって攻撃されるに値するもう一つの事実である——につながることを意味している。注68の諸論考を参照。

(84) ヨーロッパでの論争については、C. Joerges and E. Vos (eds.), *EU Committees: Social Regulation, Law and Politics*, Oxford: Hart Publishing, 1999; G. Frankenberg, *Die Rückkehr des Vertrages: Überlegungen zur Verfassung der Europäischen Union*, in K. Gunther and L. Wintert (eds.), *Die Öffentlichkeit der Vernunft und die Vernunft der Öffentlichkeit, Gesschrift für Jürgen Habermass*, Frankfurt: Suhrkamp, 2001, pp.507-538; N. Bernard, *Multilevel Governance in the European Union*, The Hague: Kluwer, 2002を参照。

(85) 多層規制にかかわる問題および社会運動の関与については、N. Montagna (ed.), *Controimpero*, Roma: Manifesto Libri, 2002; H. Friese, A. Negri, P. Wagner (eds.), *Europa Politica*, Roma: Manifesto Libri, 2002; G. Bronzini, H. Friese, A. Negri, P. Wagner (eds.), *Europa, Costituzione e Movimenti Sociali*, Roma: Manifesto Libri, 2003を参照。

(86) F. Berardi (Bifo), op. cit. in note 19を参照。

(87) このノミのサーカスのメタファーは、ワイマール共和国の時代になされた法教育の描写に由来している。ここで描かれているのは、ノミを訓練することである行動を演じさせることができるという事実である。そうするためには、ノミはまず、跳んで逃げないよう、小さな空間に閉じ込められなければならない。ノミの教育過程は、だんだんと低くするよう取り外すことができる蓋のついた、背の高い箱に入れられることからスタートする。その箱の天辺は窓ガラスで蓋をしておかないといけない。ノミが窓ガラスの高さに慣れ、それ以上ぶつからないようになると、窓ガラスを外すことができる。この過程は、望ましい空間の高さに達するまで反復される。ノミは新しい環境に完全に適応すると、それ以上高く跳び上がりなくなる。これは、若い法律家が、古い社会構造——彼らには、議会での立法によって表された社会の民主的再構成という考えの浸透に抗い、省庁や法廷でこれを維持することが期待されている——の代表である国家行政機関の権威主義的見解や

ニーズに合わせるべく、自らの社会環境に対する考え方やコミュニケーションのしかたをしいに变えていく光景を表している。したがってこのメタファーが示そうとしているのは、一つは、最善の立法も、それを動かす制度や法関係者が適切なかたちで実行に移さないなら、十分によいものであるとはいえない、ということである。さらにこの喩え話が示しているのは、法の制定、法の実行、法の教育における純粋な「テクノクラシー」に対する警告である。実際、ワイマール共和国における法律家に対して投げかけられた主要な非難は、彼らが新しい議会制デモクラシーにおける法の機能——つまり、全（！）人口に正義を提供すること——に応じた方法を採用しなかつたため、その手続が解体されるのに抗してデモクラシーを守らなかつた点に向けられていた。

ポストモダンの「プロジェクト・マネジメント」によつて生み出された、この「人的資源」という言葉は、（その対義語である担保物権コラテラルと同様）この分野におけるシステム論の優越性を適切に反映している。システム論によると、「人間」（身体という生命システムとカップリングされた「意識／精神」のシステム）は（意味を通じた）社会的コミュニケーションの「外部」に置かれる一方、そうした生から「引き出した要素」を獲得するのに社会システムにとつて必要な「カップリング装置」を構成するものとされる（ルーマン）。「変遷プロセス」の初期段階でシステムを移し替えればよいとする素朴な考えは、明らかにこうした事実を考慮に入れていなかつた。しかしながら、「資源」が必要とされているという事態を認識するだけでは十分でない。なぜなら、こうした認識には、人的資源が抱く自らの「潜勢力」を増大させたいという願いは、外部からの衝突ルールのたんなる継承を超えているにもかかわらず、外国からの援助機関のプレッシャーにより、自らの社会環境内で「法のための闘争」（とデモクラシー）を開始させることができずにいる、という視点が欠けているからだ（「トロイの木馬」の格言はここにも当てはまる——贈り物をもつてきている場合でも、ギリシア人を信じてはいけな）。それゆえ、援助条件の点でいえば、人的資源は、今日のネオリベラルなアメリカ人、明日のネオソーシャルなヨーロッパ人のあいだを揺れ動く——古い権威主義的システムの残骸が新たに独裁制を敷くことで、どちらの展開も阻まれることもしばしばあるが。脆弱な社会的構成体にかかわつた人的資源の「非システムの生成」が、「体制移行諸国」——そこでは、ネオリベラルな経済政策は、そうした資源の大部分を衰退させることにしかならないことが明らかとなつた——において、どのように展開し続けているかを見つめることは興味深い。このことを示す最近の例がウクライナである。そこでは「人的資源」の大部分が、多くのCIS（独立国家共同体）諸国で体制変革の影響により生じた縁故主義ネポティズムに抗して、法の自

律的適用を求め街頭デモにうつてでた（おそらくこれは、第九節で述べたのと同種の「戦略的同盟」の一つである）。一つの生一政治的負担が取り除かれることで、「市場に決めさせよ」とのばかげたスローガンに従うことを回避しながら、人的資源間の社会一経済的正義の増加が可能となるもう一つの社会が生み出されるかどうかはまだわからない。こうした複雑な状況のなか、ネオリベラルな開発政策の妥当性は、援助機関がいつも通りビジネスを続け、彼らが世界中で旗を振る同じ経済モデルの効果がもたらす財政破綻のため多くの「シンクタンク」を減らすもしくは閉鎖しているという事実にもかかわらず、脱合法Ⅱ脱正統化のプレッシャーを受けている。自律的な社会的領域とその「資源」の潜在力を増加させる適切な開発政策はまだ書かれていない。この点については、N. Karagiannis, *Avoiding Responsibility—The Politics and Discourse of European Development Policy*, London and Ann Arbor: Pluto Press, 2004を参照。

(89) あるいは、古いヨーロッパの言葉でいえば、「自由への教育」として。

(90) システム再生産に方向性を与える「認知」レベルでの自己言及的観察（セカンド・オーダー・サイバネティクス）については、H. v. Förster, *Sicht und Einsicht, Versuche zu einer operativen Erkenntnistheorie*, Braunschweig, 1985を参照。

(91) 前世紀の七〇年代、ドイツにおける法教育改革のフランクフルト・ブレイメン・モデルは、いわゆる「法の社会科学的基础」に基づく教育による、法学生への「イニシエーション」を採択した。たしかに、「ノミのサーカス」が開始されると、それとは異なるかたちで学生たちの頭脳に訴えることは困難である。しかし問題は、この改革は多くの大学において道半ばで頓挫し、このモデルは、明らかにあらゆる法分野における「法と社会科学の基礎の」両側面の恒常的な連結を思い描いていたにもかかわらず、こうした「社会科学の基礎にかかわる」科目はたんなる「入門」へと縮減されてしまったことである。

(92) G・トイブナーは、新しい区別は即座の批判を避けることによつてのみ、それを導入し一時的に維持することが可能であるため、あらゆる区別の不断の脱構築は、結局のところ、批判力のない「知性の犠牲 (sacrificium intellectus)」につながる」と主張している (Teubner op. cit. in note 7, p.42)。この命題は、「区別の〔導入による〕パラドクス構成を考慮に入れることがもたらす効果を過小評価している。新しい区別は、たとえそれがさきにふれた「実効可能性に関する研究」の段階で最も適切な解決であったとしても、当然、不適切なものと思なされる。それは、ある歴史的時点において可能な最大限のものとして学生たちに「偽りなく」教えることができるし、また実際それは、しばらくのあいだ自動的に定着する一種

の社会的「重力」を發展させるだろう。さらにいえば、新しく認識された区別は通常、単独的・集合的な「アイデンティティへの渴望」を生み出し、そうした区別を「一時的に停止」するか否かは、脱構築という社会的力がどう働きどう反応するかにかかっている。世論操作やポストモダンのメディア政策に対する法的扱いが、ここでは決定的な役割を演じるだろう。こうした状況のもと、新しい区別の妥当性の確認をたんに「待つ」ことなどできない。すでに示したように、概念は廃止される前にその妥当性を確かめられねばならないと主張する「組織的」な力は、ふつう「自生的」な脱構築を行う力を停止させようとす。それゆえ社会運動は正しくも、こうした妥当性確認の試みは信頼できないのではないかと疑ってかかる。社会的正義のパロメーターとしての社会運動の機能を保証するのは、こうした疑念にはかならない。最後に、一九八〇年代初期にヨシヨカ・フィッシャーを含むドイツの社会運動で使われたスローガンを掲げよう。「彼らはわれわれの最善を求めている。だが、彼らがそれを手にすることはない!」。フィッシャー氏はパラドクス存在論の罠にはまり考え方を変えたのか——その判断は読者諸氏にゆだねよう。